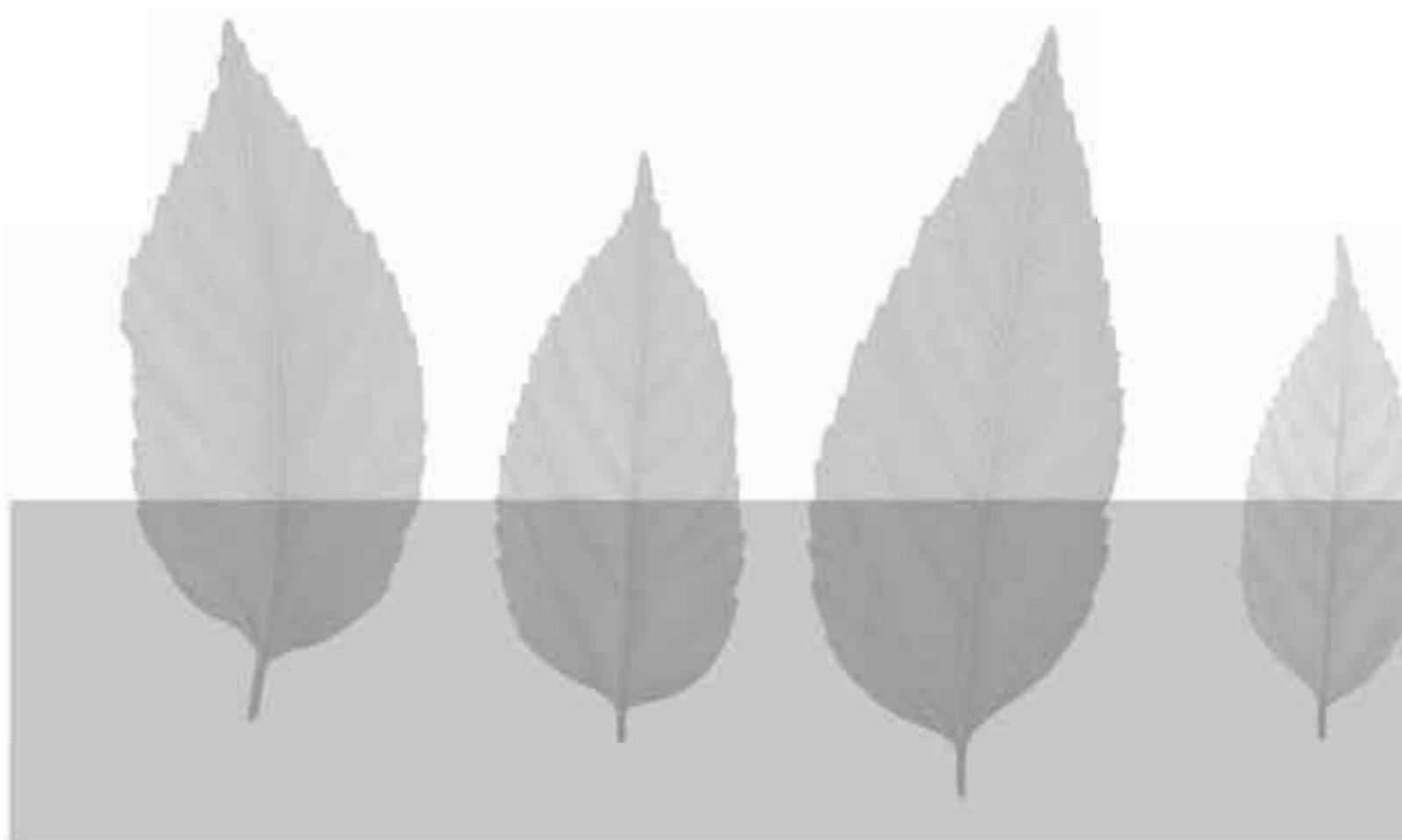




第3部 前期基本計画

～身延のまちづくり施策を定める



第3部 前期基本計画

～身延のまちづくり施策を定める

第1章 暮らしの環境を改善する（生活・健康・福祉）

第1節 福祉のある暮らし

1. 地域福祉の強化

【現状と課題】

急激な過疎化及び少子高齢化によって地域や家庭の様態が変化する中で、高齢者はもちろん障害者など、地域において生活上の支援を必要とする人々が増加しています。また、近年は子育てに地域が関与しない傾向も生じてあり、地域の中での助け合いや支え合いの重要性が高まっています。

本町においては、地域社会における助け合いの活動がはぐくまれるよう、地域福祉に対する意識の高揚を図るとともに、社会福祉協議会など関係機関・団体との連携を推進してきました。こうしたことから各種ボランティア組織や地区における地域福祉に関わる活動は活発化して来ています。

しかし、本町においては山間集落における高齢者世帯や一人暮らし世帯も多いことから、移送支援や買い物代行など身近な生活支援の一層の充実が求められています。今後は、NPO*、ボランティア団体及び地域コミュニティ等の活動が母体となる生活支援サービスの事業化を促進することが大切です。

地域福祉を推進していくためには、町が取り組んでいる様々な施策を、効果的に展開する仕組みづくりが必要です。そのため、社会福祉協議会、地域住民やボランティア、福祉関係事業者、関係団体や専門機関などと行政との連携と分担による地域協働の体制を強化する必要があります。

なお、生活保護世帯は、近年の社会構造の変化に伴い、今後も増加していくことが懸念されています。したがって、援護を必要とする世帯の実態に応じて自立できるように相談・支援を進めていく必要があります。

また、国民年金については、経済状況や将来的な年金給付への不安などにより、保険料未納者や未加入者が増えている状況にあります。そのため、社会保険事務所と連携しながら、町においても年金制度への理解を深める広報や相談を充実していく必要があります。

本頁以降の第3部で使用している記号の説明について。

(★)印：第2部「基本構想」で設定したまちづくり戦略プロジェクトに特に関連する施策を表しています。

*)印：巻末の資料編で用語解説をしています。

【基本方針】

地域協働による地域福祉の推進体制を整え、ボランティア活動や地域における支え合い活動の促進、地域の包括的なバリアフリー環境の整備を進めます。また、低所得者福祉や国民年金制度など社会保障を推進します。

【施策体系】

| | | | |
|------------|---------|------------------|-----------|
| 1. 地域福祉の強化 | 【1-1-1】 | (1) 地域福祉推進体制の充実 | 【1-1-1-1】 |
| | | (2) 地域福祉活動の展開 | 【1-1-1-2】 |
| | | (3) 福祉対応の環境整備の推進 | 【1-1-1-3】 |
| | | (4) 低所得者福祉の推進 | 【1-1-1-4】 |
| | | (5) 国民年金制度の推進 | 【1-1-1-5】 |

【施策】

(1) 地域福祉推進体制の充実

①地域福祉推進指針の策定

- 地域福祉計画など地域福祉推進の指針を策定し、社会福祉関係団体との協働による地域福祉活動の一体的な推進を図ります。

②福祉関係団体等の連携

- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会など地域において福祉活動を行っている各種関係機関・団体等が互いに連携を深めることにより、町民の自主的・自立的な福祉活動への参画機会を拡充します。

(2) 地域福祉活動の展開

①ボランティア活動の促進

- ボランティア機能の充実を図るため、NPO、ボランティア団体の活動等のPRに努めます。
- 学校教育や社会教育における福祉教育を推進し、ボランティア活動の普及に努めるとともに、特に若い世代や高齢世代のボランティア活動への参加促進を図ります。

②地域の支え合いの推進

- 地区の社会福祉活動（小地域福祉活動）の基盤強化についての方策を検討するとともに、地域ぐるみの支え合いや見守りなどの地域支え合い事業を推進します。

③暮らしのサポート事業の促進

- コミュニティ・ビジネス^{*)}を促進し、高齢者等の日常生活における困りごと、お届け、駆けつけ、送迎など、地域協働による暮らしのサポート事業を進めます。（★）

(3) 福祉対応の環境整備の推進

① バリアフリー環境の整備

- 生活空間及び施設において、移動の妨げとなる物理的障害の改善を促進するバリアフリー化推進事業を進めます。
- 各種催しなどにだれもが参加できるような交通手段の確保など、生活面も含む包括的な地域バリアフリー化を進めます。

(4) 低所得者福祉の推進

① 生活の援護

- 民生委員・児童委員や関係機関との連携により生活実態や援護ニーズの把握に努めるとともに、各種援護制度の適正な活用を進め、自立した生活に向けた指導、負担軽減を図る支援を推進します。

(5) 国民年金制度の推進

① 国民年金の加入促進

- 老後の生活の安定を図る国民年金制度の理解と加入を促す広報・啓発や相談業務を充実し、無年金者の解消に努めます。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

2. 高齢者福祉の充実

【現状と課題】

団塊の世代が高齢期を迎えつつある中で、本格的な高齢社会に移行することを踏まえ、高齢者が生涯を安心して健康に暮らすための環境整備や施策の再構築が求められています。

本町の高齢化率は 36.6%（平成 17 年国勢調査）で、極めて高い高齢化率となっていますが、町においては住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送ることができる地域社会づくりを基本とし、保健・医療・福祉の連携を図りながら総合的な福祉サービスの提供に努めています。

平成 12 年度から介護保険制度が施行され、本町では介護サービス事業者等と協力し介護サービスの基盤を整えるとともに、日常生活支援の様々な事業に取り組んできました。

また、平成 17 年 6 月には、更に適切な介護サービスの確立に向けて、介護保険法が改正されました。町ではこれを受けて第 3 期「身延町介護保険事業計画・身延町高齢者保健福祉計画」を策定し、予防重視型システムへの転換を柱とした、新たな介護サービス事業の創設や、地域ケア体制の充実に取り組んでいます。今後においてもこれらについて一層の事業推進を図る必要があります。

高齢者が心身の健康を維持するためには、生きがいづくりや社会参加の促進も重要であり、高齢者でも参加しやすいスポーツや文化活動などの振興にも積極的に活動支援を行ってきました。今後とも高齢者の健康づくりと合わせて、高齢者が持つ豊富な経験と知識をいかした地域づくりへの参画を更に拡大する必要があります。

特に、ふるさと回帰者も含む団塊の世代などを地域づくりの重要な戦力と捉え、公的なサービスを消費する側ではなく、提供する側、地域社会を支える側として位置付けて、高齢者が活躍できる環境をつくり出すとともに、退職後の就労や雇用の受け皿を整えていくことが必要です。

【基本方針】

高齢者が生涯を健康で自立した暮らしを営めるよう、在宅福祉対策を強化するとともに、民間活力と連携した介護サービス提供の充実を進めます。また、生きがいづくりを支援し、高齢者の能力がまちづくりの様々な場面で発揮されることを目指します。

【施策体系】

| | | | |
|-------------|---------|---------------|-----------|
| 2. 高齢者福祉の充実 | 【1-1-2】 | (1)高齢者福祉施設の充実 | 【1-1-2-1】 |
| | | (2)在宅福祉対策の推進 | 【1-1-2-2】 |
| | | (3)高齢者介護の充実 | 【1-1-2-3】 |
| | | (4)生きがい対策の充実 | 【1-1-2-4】 |

【施策】

(1)高齢者福祉施設の充実

①地域密着型サービス施設の整備促進

- 高齢者が住み慣れた地域で身体能力の向上及び維持に係る訓練等が受けられるよう、町内外のサービス事業者の協力を得て地域密着型サービス施設の充実と整備を図ります。

(2)在宅福祉対策の推進

①在宅支援

- 高齢者が住み慣れた地域で自立した在宅生活を送ることができるように、緊急通報システム（ふれあいペンダント）、外出支援サービス、配食サービス、生きがい活動支援通所事業（生きがいデイサービス）や軽度生活援助事業等の充実に努めます。なお、身延地区に身延福祉センターを建設し、より充実した在宅支援対策を図ります。

②地域包括支援

- 地域包括支援センターを中心とした総合的な介護予防システムの確立に努めるとともに、介護予防ケアマネジメント専門職の配置、地域ケアネットワークづくり等の実施、及び介護予防サービス事業者などとの連携により、効果的な介護予防の推進を図ります。
- 認知症ケアに関する情報提供や早期治療の必要性の啓発を図るとともに、地域で見守るネットワークづくりなど、地域全体で支える環境整備を進めます。

③地域の支え合いの推進

- ボランティアによる介護サポーター等の活動体制の強化や地域支え合い事業の推進を図ります。

④暮らしのサポート

- コミュニティ・ビジネスを促進し、日常生活における困りごと、お届け、駆けつけ、送迎など、地域協働による暮らしのサポート事業を進めます。（★）

(3) 高齢者介護の充実

① 介護サービス情報の提供

- 介護保険サービスの利用者が安心してサービスを受けることができるよう、介護保険制度の内容やサービス事業者等の情報を的確に提供していきます。

② 地域密着型サービスの提供

- 住み慣れた地域で求めの細かいサービスの提供を図るため、町内外のサービス事業者の協力を得ながら、「身延町介護保険事業計画」との調整を図り、地域密着型による施設サービスの要望にこたえていきます。

③ 介護保険事業の運営

- 介護保険制度の円滑な実施のため、峠南広域行政組合との連携を図り、認定事務の迅速化に努めます。
- 介護給付費の適正化のため、ケアプランの点検・指導の強化と町指定の地域密着型サービス事業者の指導・助言・監督に努めていきます。
- 介護予防事業の一層の推進を図るとともに、保険料抑制のため広報等による周知を図り、介護保険財政の健全な運営に努めます。

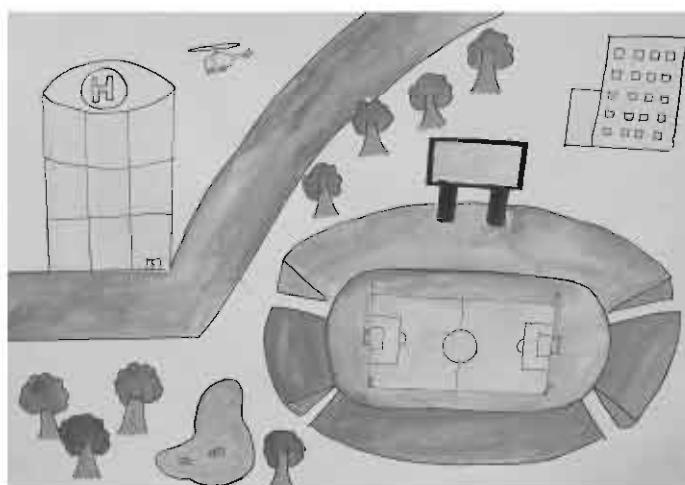
(4) 生きがい対策の充実

① 社会参加の拡充

- スポーツ大会、ゲートボール大会、集落敬老事業などの高齢者の様々な分野での社会参加機会の拡充を促進します。
- 高齢者が持つ技術・知識や経験をいかしていくため、シルバー人材センターと連携し、匠の技術伝承をはじめとした生きがい活動を促進します。 (★)

② 高齢者によるコミュニティ・ビジネスの促進

- 高齢者が主体となるコミュニティ・ビジネスによる相互の助け合いビジネスの起業を促進します。 (★)



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

3. 子育て支援

【現状と課題】

町内の五つの公立保育所、三つの民間保育園では、社会環境の変化に伴い多様化するニーズに対応した保育サービスを提供するとともに、子育てに関する悩み相談への対応も行い、子育てと仕事の両立を支援しています。また、小学生を対象にした学童保育を実施し、放課後児童の健全育成を図っています。

子どもを取り巻く環境は、核家族化、少子化、ライフスタイルの変化等により大きく変動しています。特に、急速な少子化の進行により、将来の地域社会の運営や住民生活全体への深刻な影響が懸念され、子育て環境を改善し少子化を抑制する観点から、社会が一体となって総合的な少子化対策への取り組みを推進することが緊急の課題となりました。このため平成15年には次世代育成支援対策推進法が制定されました。

本町では、平成17年度に「次世代育成支援対策行動計画（みのぶ子育て応援プラン）」を策定し、家庭、学校、地域、企業、行政等がそれぞれの役割のもと、一体となってすべての家庭に対する子育て支援を推進しているところです。

今後、この計画に掲げている様々な事業を効果的かつ効率的に推進するため、子どもの福祉と保健に関する業務等を一体的に取り組む体制の整備に努める必要があります。また、様々な活動団体が連携する子育て支援ネットワークの充実を図る必要があります。

近年、家庭や学校における児童虐待やいじめが、痛ましい事件に発展する事例が発生しており、これらを未然に防ぐ対策も重要な課題になっています。

また、離婚等による母子・父子世帯等が増加しており、子育てへの支援をはじめ、生活の安定と自立に向けた援護をしていく必要があります。

【基本方針】

「次世代育成支援対策行動計画（みのぶ子育て応援プラン）」の着実な推進を図るとともに、関係部署や関係機関及び関係団体などの連携強化により、総合的な子育て支援体制の充実を進めます。

【施策体系】

| | | | |
|----------|---------|----------------|-----------|
| 3. 子育て支援 | 【1-1-3】 | (1) 保育所機能の充実 | 【1-1-3-1】 |
| | | (2) 子育て支援体制の充実 | 【1-1-3-2】 |
| | | (3) 援護対策の充実 | 【1-1-3-3】 |

【施策】

(1) 保育所機能の充実

① 仕事と両立できる環境整備

- 保護者の多様な就労形態や緊急の事情等に対応した延長保育、一時保育、障害児保育など、子育てと仕事を両立できる環境づくりの充実・拡大に努めます。

②保育所の統廃合

- 地区的なバランスや入園児の動向を踏まえた上で、保育所の統合整備による保育サービスの充実を進めます。

③幼保一元化^{*)}の検討

- 保育所における幼保一元化について調査研究します。

(2) 子育て支援体制の充実

①相談機能等の整備

- 児童相談所や保育所、学校、地域子育て支援センターなどの連携を強化し、子育て支援のための相談体制の整備を進めます。
- 乳幼児を持つ親の不安解消を図るため、既存施設の活用などにより、子育て相談や親同士、子ども同士の交流ができる機能を充実させます。
- 子育て世帯等の抱える様々な問題を解決するため、関係機関との連携を図りながら、相談、指導の充実を図ります。
- 児童虐待やいじめに関する相談窓口などの設置を行い、関係機関と連携しながら、きめ細かなサポートに努めます。

②家庭教育の支援

- NPOや地区などの協力を得ながら、親子で楽しめる体験学習機会の充実など、次代の親の育成支援を推進するとともに、家庭教育学級など生涯学習体系において家庭教育支援の取り組みを進めます。

③遊び場と安全確保

- 公園緑地の整備や身延福祉センターの児童館運営などを通して遊び場の確保を進めるとともに、地域で子どもたちを見守る活動を促進し、子どもの安全確保を進めます。

④学童保育の充実

- 学校施設や民間施設などの活用をも検討しながら、学童保育施設数の拡大を図るとともに、障害児の受け入れなど運営の充実を進めます。

⑤子育て支援対策の総合化

- 家庭、学校、地域、企業、行政、さらに関係機関や団体との連携を強化し、子育て支援のための課題解決や情報交換を進め、総合的な子育て支援ネットワークの充実を図ります。

(3) 援護対策の充実

①生活の支援

- 母子・父子世帯の生活の安定と自立に向けて、児童扶養手当の給付、ひとり親家庭等医療費の助成、母子寡婦福祉資金の活用等による生活支援を図るとともに、職業訓練の促進などによる就業支援を推進します。

②相談・指導の充実

- ひとり親家庭等が抱える様々な問題を解決するため、関係機関との連携を図りながら、民生委員・児童委員、母子相談員等の相談・指導の充実に努めます。

4. 障害者自立への支援

【現状と課題】

本町では、障害者の自立と社会参加の促進を図るため、様々な取り組みを進めてきましたが、平成15年には障害福祉制度の一部が、従来の措置制度から支援費制度に移行し、利用者自らがサービスを選択し、事業者と直接に契約する制度になりました。

さらに、平成18年4月に施行された障害者自立支援法により、サービス提供主体を市町村に一元化し、障害の種類にかかわらず共通の制度によるケアマネジメントを得て福祉サービスの利用を行うことになりました。

施設から地域へという障害者対策の流れの中、住み慣れた地域で自立した生活を支援するサービスの充実を図るなどの在宅福祉に重点を置いた事業の拡充が必要となっています。また、障害者が自立した生活を送るためには、日中の活動の場づくりをはじめ、就業の促進や雇用の場の確保が課題となっています。

こうした動向の中で、本町では障害者基本法に基づく障害者福祉計画の策定を行う必要があり、これに基づいて障害保健福祉施策の総合的・計画的な推進に取り組む必要があります。また、障害者自立支援制度の円滑な導入を行うために、障害区分によらない一元的なサービス体系及び地域におけるサービス提供体制等の充実が課題となっています。

さらに、風水害のみならず東海地震への懸念がある本町では、災害時における要援護者への防災、救出体制の強化など、安心して暮らしてゆける環境づくりが急務となっています。

【基本方針】

施設サービスの充実に努めるとともに、居宅サービスの効果的な利用を促進するなど、援護対策を充実します。また、社会参加・交流を促進し、バリアフリーな環境づくりに努めます。

【施策体系】

| | | | |
|--------------|---------|-------------------------------|------------------------|
| 4. 障害者自立への支援 | 【1-1-4】 | (1) 障害者福祉施設の充実 (2) 援護対策の推進 | 【1-1-4-1】 【1-1-4-2】 |
|--------------|---------|-------------------------------|------------------------|

【施策】

(1) 障害者福祉施設の充実

①通所・入所施設の整備

- グループホーム^{*)}などの施設整備への支援に努め、在宅生活が困難な障害者の施設への通所及び入所を円滑化します。

②活動・就労の場の確保

- 就労することが困難な障害者に対し、授産指導・生活指導を行う小規模作業所の運営を支援し、日中活動・就労の場を確保し、自立と社会参加を促進します。

(2) 援護対策の推進

①障害者福祉計画の策定

- 障害者福祉対策の総合的・計画的な推進を図るための指針となる障害者福祉計画を策定します。

②障害者自立支援制度の運営

- 障害者が支援の必要度に応じて、サービスを利用できるように、認定調査や審査会による審査・判定など、障害者自立支援制度の円滑な運営を図ります。

③居宅サービスの充実

- ホームヘルプサービスや移動援護、コミュニケーション支援、障害児の一時預りサービスなど、地域で自立した生活を送ることができるよう、事業を拡充します。

- 障害者の日常生活の便宜を図るため、補装具や日常生活用具等の福祉機器給付サービスを充実します。

④就労支援

- 公共職業安定所や関係機関と連携を図りながら、就労支援を推進し、障害者の福祉的就労から一般雇用への移行の促進に努めます。

⑤バリアフリー環境づくり

- 公共空間のバリアフリー化を推進するとともに、住環境の改善を支援します。

- スポーツ大会や各種教室等への参加を促進するとともに、だれでも参加できる行事の開催及び環境づくりを進めます。

- 積極的な広報・啓発活動により、障害者に対して抱きがちな差別的な認識を改め、障害者への理解が一層深まるように努めます。

⑥災害時における支援

- 高齢者などとともに災害弱者とされている障害者が、災害発生直後の安否の確認、救出及び日常生活に戻るまでの間等に十分な配慮と支援が受けられるような方途を関係機関と検討します。

第2節 快適な暮らし

1. 住宅・宅地の整備

【現状と課題】

本町においては、若者の定住化を進める住宅政策が課題となっており、宅地分譲など定住のための環境整備を進めています。

山間部においては、過疎化に伴い相当数の空き家が発生しており、所有者の理解を得て、田舎暮らしや農業体験宿泊施設として空き家を再利用することなどが課題となっています。

住宅・宅地の整備は、定住促進を図る上で重要な位置付けにあり、宅地分譲を進めるとともに、交通条件の改善や雇用・就労の場の創出、子育て環境の整備など多様な施策を総合的に進めて相乗効果を発揮していく必要があります。

また、本町の多自然居住環境をいかした、ゆとりのある居住環境の整備に向けて、新たな宅地分譲をはじめ、様々なニーズにこたえる住宅政策を検討していく必要があります。

合併前には、各町とも町営住宅ストック総合活用計画を策定し、建替え計画を進めましたが、定住化促進対策等も考慮し、新町として統合した新たな計画を策定し、整備の方向性を定めるとともに、効率的な管理運営の検討も行う必要があります。

高齢化が一層進む中で、住宅におけるバリアフリー化など高齢者等に対応した住宅整備について、普及・啓発を行っていく必要があります。また、近年の新潟県中越地震等の大規模地震による建築物の倒壊被害などが発生し、住宅における耐震性能についての不安と関心が高まっています。東海地震の発生が懸念される中、町民が安心して暮らせるよう住宅の耐震診断の必要性についての啓発に努めていますが、一層の耐震改修の促進を働きかけていく必要があります。

【基本方針】

定住・新定住の促進に効果的な住宅対策の指針を樹立するとともに、良好な住環境の整備に努め、町営住宅の改善を進めます。また、若い世代も住みやすい宅地開発や分譲を促進し、更に空き家等の利活用を進めます。

【施策体系】

| | | | |
|-------------|---------|--------------|-----------|
| 1. 住宅・宅地の整備 | 【1-2-1】 | (1) 住宅対策 | 【1-2-1-1】 |
| | | (2) 宅地の開発 | 【1-2-1-2】 |
| | | (3) 空き家等の利活用 | 【1-2-1-3】 |

【施策】

(1) 住宅対策

① 住宅対策指針の樹立

- 計画的かつ総合的な住宅対策を推進するための基本となる町営住宅ストック総合活用計画を町民と行政との協働により策定します。
- 町営住宅ストック総合活用計画の策定にあたっては、町営住宅はもとより県営住宅、雇用促進住宅等の有効活用を図りながら、入居状況の確認や的確な入居予測を行い、効率的な活用計画の策定を進めます。

② 安心・安全な居住環境の普及

- 地域に根ざした住宅施策の展開を基本に、高齢化の実情に即した住宅のバリアフリー化や建物の安心・安全に配慮した住まいの普及を働きかけていきます。
- 耐震診断の必要性についての啓発と耐震改修の促進に努めます。

③ 町営住宅の改善

- 町営住宅については、老朽化の著しい団地の用途変更や払い下げ等も視野に入れ、快適な生活を行う上で必要な居住水準の確保や若い世代のニーズも踏まえながら建替え等の適切な対策を順次進めています。
- 管理運営の効率化を図るための運営形態の検討を進めます。

④ 集落再編への対応

- 山間部集落において移転を希望する地区については、集落再編整備等による住宅・宅地の受け皿づくりを推進します。

(2) 宅地の開発

① 宅地の開発、分譲

- 定住化対策、少子化対策、子育て支援対策等とも連携しながら、だれもが住みやすい宅地開発と分譲を促進します。

(3) 空き家等の利活用

① 空き家情報の収集と提供

- 地区コミュニティと連携して防災対策を含めて空き家の実態についての情報収集を進めます。
- 全国的な田舎暮らし情報提供機関等への情報提供を進め、空き家等を活用した季節居住や週末居住など、都市住民の田舎居住ニーズにこたえるための相談・情報提供に努めます。 (★)
- 空き家利用の窓口となる情報バンクの設置など、空き家の利活用や定住化を促進する対策の検討を進めます。 (★)

② 空き店舗利用等の検討

- 商業・観光振興対策とも連動しながら、空き家や空き店舗利用対策、不動産流通の促進に向けた方策を検討します。

2. 水道施設の整備

【現状と課題】

本町では、町営の簡易水道事業 10 及び組合管理の簡易水道 17、山間地等の小規模給水施設（町営 4、組合 36 施設）により飲料水の供給を行っています。簡易水道の水源地は山間地の谷間からの取水が多いいため、豪雨時等の濁りなども発生する状況にあり、さらに小規模給水施設は高齢化等も進み、その適切な維持管理が困難になりつつあります。

今後、安定供給や適切な維持管理を行うため、簡易水道の統合整備が必要となります。また、全町民に安全で十分な水を供給するため、未普及地域の解消を図る施設整備が必要です。さらに、老朽化した施設や送配水管の更新が重要な課題であり、地震災害対策の観点からも施設の早期の更新や改良が必要となっています。

こうした基盤整備は、多額の費用と時間が必要となるため、長期的展望にたつた需給計画を検討の上、計画的かつ効率的に施設整備を進めていくことが必要です。

水道事業の経営は、独立採算が法制度化されていますが、水源地が遠いなど施設整備に多額の費用を要し、加えて既存施設の改築更新、新たな施設の建設、水源の確保、未普及地域の解消といった課題等を多く抱え、厳しい事業運営を迫られています。今後、水道整備計画を踏まえ、経営の効率化や料金体系の適正化等を進め、公営企業として経営の健全化に努める必要があります。

なお、家庭の井戸は災害時の有効性を踏まえ、水質管理の徹底により維持していくことが望まれます。

【基本方針】

水道需給計画（水道整備計画）の抜本的な見直しを進めながら、水源の確保、水道施設の整備と統合整備を図り、安全で質の高い水を供給します。また、水道事業経営の健全化に努めます。

【施策体系】

| | | | |
|------------|---------|---------------|-----------|
| 2. 水道施設の整備 | 【1-2-2】 | (1) 水道施設整備の推進 | 【1-2-2-1】 |
| | | (2) 水道事業の運営 | 【1-2-2-2】 |

【施策】

(1) 水道施設整備の推進

①水道整備計画の策定

- 水道事業計画の基礎となる需給計画（水道整備計画）については、将来動向等の状況を勘案しながら抜本的見直しの中で策定を進めます。

②水源の確保

- 水源地の保全を図るとともに、安定した水源確保に努めます。

③水道施設の整備

- 需給計画に基づき水道施設の整備と統合整備を推進します。
- 安全で質の高い水を供給するために、老朽化した送配水管及び浄水施設等を計画的かつ効率的に整備、更新します。

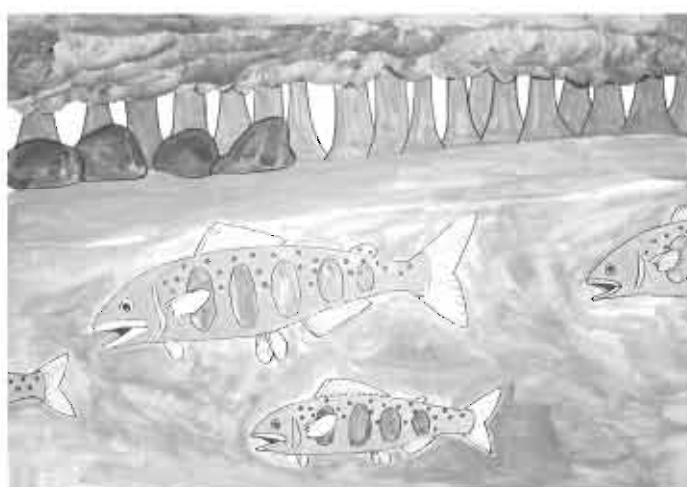
④未普及地域の対策

- 未普及地域については、その解消に努め、地理・地形的に給水区域へ包含できない地域については、小規模給水施設として水の確保と濁り除去などの施設整備、管理運営の方向について対策を検討します。

(2) 水道事業の運営

①経営の健全化

- 計画的かつ効率的な事業運営を行い、経営の健全化を図るとともに、地区間及び将来の水道使用者の負担が公平となるように努めます。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

3. 下水道施設の整備

【現状と課題】

本町の公共下水道は、平成3年から身延町特定環境保全公共下水道事業(帶金・塩之沢処理区)、平成8年から身延町公共下水道事業(角打・丸滝処理区)、平成14年から身延町特定環境保全公共下水道事業(中富処理区)が供用を開始していますが、接続・水洗化の過程にあります。

農業集落排水施設整備事業は上之平地区、小規模集合排水施設整備事業は北川地区で実施し、接続率・水洗化率とも100%となっています。

下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図り、快適な生活を確保する上で重要な社会基盤です。今後、公共下水道整備区域内の水洗化率を高めるとともに、下水道事業の計画的な拡張整備、浄化槽の普及促進など、長期的観点から町域全体の生活排水対策が必要です。

そのため、各地区の実情を考慮し、経済性を基に「身延町生活排水処理計画」(平成17年5月)を策定し、公共下水道、農業集落排水処理、浄化槽等の区域を明確にし、今後の生活排水処理の方向付けを行っています。

この計画に基づいて、地域再生計画の認定による汚水処理施設整備交付金の活用や事業認可取得による国庫補助金を活用し、公共下水道や浄化槽の整備を計画的に進めることにしています。整備にあたっては、長期の整備期間と多くの事業費を要し、また、土地利用と密接な関連性を有するものであることから、長期的な展望のもとにより計画的に進めていく必要があります。

下水道汚泥の処理対策として、現在EM(有用微生物群)の投入により、消臭や汚泥生成の抑制を図っており、その有用性の確認や他の先進自治体での効果をも検証しながら進める必要があります。また、発生汚泥を資源として活用を図る必要性から肥料化等のリサイクルの推進に取り組んできましたが、今後更に循環型社会の構築を図る観点から、その促進に意を注ぐことが必要です。

事業経営については経営環境を様々な角度から分析を行い、経営改善を実施するとともに、受益と負担の適正化の検討を行い、経営の健全化を図っていくことが必要です。

【基本方針】

「身延町生活排水処理計画」に基づいて、公共下水道、農業集落排水処理、浄化槽等の区域に応じた整備を進めます。また、下水道事業経営の健全化に努めます。

【施策体系】

| | | | |
|-------------|---------|-------------------|-----------|
| 3. 下水道施設の整備 | 【1-2-3】 | (1) 生活排水処理施設の整備推進 | 【1-2-3-1】 |
| | | (2) 下水道事業の運営 | 【1-2-3-2】 |

【施策】

(1) 生活排水処理施設の整備推進

①生活排水処理計画の推進

- 「身延町生活排水処理計画」に基づいて、長期的な視点から、計画的で効率的な生活排水処理を推進していきます。
- 集合処理として特定環境保全公共下水道事業中富処理区、公共下水道事業身延処理区、特定環境保全公共下水道事業下部処理区を推進するとともに、久那土処理区・常葉処理区、下山処理区の事業化の検討を図ります。なお、事業化に向けては、県代行での取り組みを要請していきます。
- その他の区域は、浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）、浄化槽設置整備事業（個人設置型）により段階的な浄化槽の普及促進を図ります。

(2) 下水道事業の運営

①下水道加入の促進

- 公共下水道整備区域における下水道加入の促進を図るため、助成制度等のPRと制度の充実を推進します。

②経営の健全化

- 整備施設の維持管理の充実、水洗化の普及促進などにより、効率的な事業運営の推進を図り、経営の健全化に努めます。
- 土壌浄化法の処理方式を導入し、さらにEMの投入による汚水処理により、消臭や汚泥の減量化とともに、処理汚泥を原料とする土壌改良剤や堆肥への活用を進め、経費節減と環境対策の推進を図ります。

第3節 安心な暮らし

1. 防災対策の強化

【現状と課題】

本町は、日本三大急流の一つである富士川の氾濫や、急峻な山間部とその谷間に沿って集落が点在する地形による、土石流、地滑り、山地崩壊など、災害の発生する可能性が非常に高い地形条件にあります。東海地震については地震対策強化地域にも指定されており、被害想定の甚大さや地震発生の切迫性により、防災に対する関心が高まっています。また、武力攻撃事態等に対処する国民保護法の成立に伴い、本町においても、平成18年度に「身延町国民保護計画」を策定し、態勢づくりを進めています。

平成17年度に策定された「身延町地域防災計画」では、新身延町としての防災体制の強化、地域防災力の向上、災害時要援護者対策の三つをキーワードとして、災害に強いまちづくりを目指します。この計画に基づき防災体制の整備に努めていますが、本町の有する地域特性や、観光地、過疎化といった社会特性に加え、高齢者、障害者などの「災害時要援護者対策」を踏まえ、更に検討を進めていく必要があります。

【基本方針】

あらゆる災害に対し、新身延町としての防災組織強化、地域防災力の向上、災害時要援護者対策の三つをキーワードとして、行政、防災関係機関、消防団、自主防災組織、住民が役割分担を明確にし、災害に強いまちづくりを目指します。

【施策体系】

| | | | |
|------------|---------|--------------------------------|------------------------|
| 1. 防災対策の強化 | 【1-3-1】 | (1) 災害防止対策の推進 (2) 地域防災体制の強化 | 【1-3-1-1】 【1-3-1-2】 |
|------------|---------|--------------------------------|------------------------|

【施策】

(1) 災害防止対策の推進

①未然防止と被害の軽減

- 土砂災害の未然防止や河川護岸施設の被害の軽減を図るため、危険箇所指定区域の標示や住民への周知徹底、防災パトロールの実施や点検の充実、急傾斜地崩壊対策事業や砂防堰堤の整備、河川改修などを関連機関と連携し推進していきます。

- 洪水時における富士川浸水状況や避難所などの情報に加え、山間地も含む全町的な土砂災害による危険箇所、地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所などを記載した富士川洪水ハザードマップ^{*)}を町民に配布し、大雨や洪水時における速やかな対応により被害の軽減を図ります。
- 森林等の適切な管理を推進し、土砂災害の未然防止に努めます。

②国民保護対策

- 武力攻撃やテロ等の緊急事態に対処するため、「身延町国民保護計画」を基本に国・県、各関係機関との連携を図りながら、組織体制整備や訓練、研修等の事前対策や広域的な対策強化に努めます。

(2) 地域防災体制の強化

①地域防災力の向上

- 災害防止及び被害を軽減するため、ハザードマップの作成・配布、教育啓発活動や訓練等により防災意識の高揚を図るとともに、初期消火や避難・救援を行う自主防災組織を強化し地域防災力の向上を目指します。
- 防災拠点の耐震化・耐水化を進めるとともに、無料耐震診断及び耐震改修の普及、家具の固定などの普及などにより減災対策を進めます。
- 自主防災組織による集落内の避難所、避難路、土砂災害等の危険箇所や、障害者、独居老人などの情報を記載した手づくりの「防災マップづくり」を推進します。これにより、地域の個別情報の確認や、災害時の迅速な初期行動が可能になり、ひいては「自主防災力の向上」につながります。

②防災体制の強化

- 町及び防災関係機関の応急対策等を確実に実施するため、初動マニュアルの逐次改定をはじめ、事前避難・避難勧告・避難指示の基準づくりなど行動規定の明確化を図ります。
- 防災行政無線施設の整備充実に向けた検討を進め、非常時の情報伝達手段としての活用と運用体制の強化を図ります。
- 応急対策をより迅速、的確に実施するために、地震等大規模災害時に備えた広域的な支援体制の強化、防災ボランティアや防災リーダーの育成、企業等との協力体制の充実などを図ります。
- 警察、消防等と連携してテロ対策についての研究や必要な訓練など有事への備えを強化します。

③災害時要援護者対策

- 病院、福祉施設や自主防災組織、消防団、関係機関との相互連携のもと、観光客等も含む災害時要援護者対策の推進を図ります。
- 災害時における高齢者や乳幼児、傷病者及び障害者等の避難、救援、救急救助体制づくりを強化するとともに、孤立集落対策を図ります。

2. 保健・医療の充実

【現状と課題】

(保健)

生活環境の改善や、医学の進歩により、長寿化が進みました。一方では急速な高齢化とともに生活習慣病の増加などが社会問題となっています。平成12年には、壮年期死亡の減少と健康寿命の延伸、生活の質の向上を目的とした21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）が提唱され、一人ひとりの健康の向上に関する取り組みが重点となっています。

本町は、全国平均を大きく上回る速度で高齢化が進行していますが、成人保健・老人保健対策の推進として、各種教室や健康相談などの高齢者の健康維持への取り組みに力を入れてきました。

健康寿命の延伸を図るために、死亡原因の約6割を占める生活習慣病（がん、脳卒中、心疾患など）の発症予防と、早期発見のための健康診査や健康教育などの保健事業の充実強化が求められています。

こうしたことを背景に、子どもから高齢者までのすべての町民が、その生涯を通じて生き生きと充実した生活を営むことができるよう、食生活、生活習慣や体力面などのセルフコントロール能力を身に付け、健康課題の解決に向けた自主的な活動を進めていくための意識啓発や健康づくり活動を支援することが重要なっています。

(医療)

急速に進む高齢化や慢性疾患の増加による疾病構造の変化など、町民の医療に対するニーズも多様化、高度化しています。

本町の医療機関は、現在、身延町早川町組合立飯富病院、財団法人身延山病院及び医療法人財団交道会しもべ病院、開業医5、歯科医院7、僻地診療所6があり、アンケート調査等によると町民の医療に対する満足度も高い傾向にあります。飯富病院については地域の中核医療機関として、山間地への出張診療を実施するとともに、町有バス・病院の送迎バスで通院患者の交通を確保しています。

今後、高齢化の急速な進展や慢性疾患の増加により、保健・医療の更なる充実が求められる中、健康で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の連携のもと、地域における保健・医療の充実に努めることが大切です。

休日急患対策では、現在、一次救急医療から三次救急医療までのそれぞれが、医療機能に合わせて的確に対応しています。また、小児救急医療事業を実施しています。

(国民健康保険)

国民健康保険制度については、高齢化の進行及び高度先進医療機器の充実等、医療内容の高度化により、医療費が増大し、医療費の適正化が課題となっています。そのため、診療報酬明細書等（レセプト）の点検や適正な受診等への啓発を進めていますが、今後とも、国民健康保険制度に対する理解を高めるとともに、財政基盤の安定化対策を強化する必要があります。

平成20年度から、特に医療費増大要因となっている生活習慣病の予防のための「特定健康診査」や「特定保健指導」を実施することが法的に保険者に義務付けられたことから、その実施に向けて「特定健康診査等実施計画」及び実施体制づくり等の必要があります。

【基本方針】

保健・医療と福祉等の連携を図りながら、住民の健康維持・増進を図る保健事業を推進しながら、住民のセルフコントロール能力を高め、自主的な健康づくり活動を促進します。また、関係機関との連携を図り、地域医療体制の充実に努めます。

【施策体系】

| | | | |
|-------------|---------|------------------|-----------|
| 2. 保健・医療の充実 | 【1-3-2】 | (1) 保健事業の推進 | 【1-3-2-1】 |
| | | (2) 健康づくり活動の促進 | 【1-3-2-2】 |
| | | (3) 地域医療体制の強化 | 【1-3-2-3】 |
| | | (4) 保健・医療と福祉等の連携 | 【1-3-2-4】 |
| | | (5) 国民健康保険制度の推進 | 【1-3-2-5】 |

【施策】

(1) 保健事業の推進

①母子保健対策

- 各種の学級開催や乳幼児健診をはじめ、母親父親としての意識啓発、育児相談体制の強化なども含めた母子保健対策を推進します。

②生活習慣病予防

- 健康診査や健康教育、栄養指導などの保健事業を推進するとともに、生涯を通じた健康づくり事業を福祉や教育など、様々な分野と連携し実施することにより生活習慣病予防に努めます。
- 生活習慣病予防検診、生活習慣病予防教室、転倒予防教室など成人保健対策を推進します。

③感染症予防対策

- 予防接種、結核検診など感染症予防対策を推進するとともに、関係機関と連携し、その他の感染症に対し早期に対応できる体制の整備に努めます。

④歯科保健対策

- 学校保健との連携をはじめ、乳幼児から青年期・壮年期・老人期の生涯にわたる歯科保健対策を推進します。

⑤心の健康づくり

- 広域的な専門相談体制との連携をとり、講演会などの普及啓発事業をはじめとした、ライフステージに応じた心の健康づくり事業を推進します。

(2) 健康づくり活動の促進

① 健康づくり意識の浸透

- 福祉・教育・産業等の様々な分野において、関係団体との連携・協力を推進しながら、町民自らの健康づくり意識を高めるための啓発と情報提供を充実します。

② 町民の主体的な健康づくりの推進

- 健康づくり協議会、保健推進員などを中心とした団体の育成支援、健康づくりの自主活動グループの育成と活動支援を進めます。
- 家庭、学校、職場、地域において、健康の保持・増進を図る町民の主体的な健康づくり活動を促進します。

(3) 地域医療体制の強化

① 中核病院の充実

- 飯富病院など中核病院については、安全で質の高い医療サービスを提供するため、医療安全管理体制の充実や広域的連携の視点を踏まえた高度医療機器の整備充実を図るとともに、医療技術向上のため教育、研修の充実の促進、遠隔地等の地域医療サービスの充実に努めます。また、より安定的かつ効率的な病院経営・組織の在り方についてその方向性を検討します。

② 病院間連携による高度医療機器の効率的整備

- 地域に立地する病院を一つの大きな医療機関と捉え、この中で高度医療機器を効率的に整備できるよう、広域的病院間連携を図り、各病院の特色付けに結び付く高度医療機器や体制整備の促進を図ります。

③ 町民に身近な医療の確保

- 関係機関との連携を図りながら町民に身近な医療を行う、かかりつけ医、かかりつけ薬局の定着を促進します。

④ 急患対策

- 各医療機関及び関係団体の協力を得て、小児急患診療や休日急患対策の維持、強化を図ります。

⑤ 後期高齢者医療制度の推進

- 高齢者医療サービスの安定的な確保に向けて、広域的連携を図る中で、医療保険業務のシステム構築を進めます。

(4) 保健・医療と福祉等の連携

① 連携体制の強化

- 保健・医療・福祉の連携と分担を基礎とした「身延町高齢者保健福祉計画」を推進するとともに、各関係機関の専門的・技術的な機能をいかしながら、地域における保健・医療と福祉等の密接な連携による相乗効果の発揮に努めます。

(5) 国民健康保険制度の推進

①広報・啓発の強化

- 町広報誌の「保健だより」・「国保だより」などを通じて、国民健康保険制度や適正受診等についての広報・啓発を推進します。

②事業運営の安定

- レセプトの点検体制の強化、高額医療費等の分析を進めながら、国民保健事業の円滑かつ適正な運営の確保、及び国民健康保険財政の安定化を図ります。
- 医療費適正化対策等に係る特別対策事業を計画的に推進することにより、国民健康保険事業の安定化に努めます。
- 「特定健康診査等実施計画」を策定し、計画に基づいた「特定健康診査」や「特定保健指導」を進め、生活習慣病の予防に努めます。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

3. 消防・救急の充実

【現状と課題】

本町の消防・救急活動における体制は、峡南広域行政組合消防本部・中部消防署と身延町消防団により組織され、緊密に連携を図りながら活動を推進しています。

適切な消防活動の推進に向けて、常備消防である峡南広域行政組合においては消防施設や機械器具装備等の計画的な整備・充実に努めていますが、建築技術や生活様式の高度化等に伴い危険度の高い多様な災害も想定され、更なる装備の充実を図っていく必要があります。

消防団については、1団、10分団 44部、860名（条例定数）で組織され、地域での消防活動や火災予防啓発活動を行っています。団員の中には町外への就業者も多く、日中に消防団員が不足することや人口の減少と、高齢化などにより団員の確保が難しくなっていることなどが課題です。こうしたことから訓練等を通じて、団員個々の実働能力を向上させるとともに、消防施設・装備の一層の整備を図る必要があります。

救急・救命活動は、中部消防署、下部分駐所に救急車を配備し業務にあたっています。交通事故の増加や高齢化の進展等により、出動は年々増加傾向で、更に救急、救助の要請は増大する可能性があります。こうした変化に迅速かつ的確に対応できるように体制強化を図る必要があります。また、救急隊到着前の町民による応急手当の重要性やその知識の普及啓発が必要となって来ています。

【基本方針】

常備消防、消防団とともに、生活様式の変化等による、災害の多様化に対応し
うる装備の充実を図るとともに、町民に対して火災予防、防火意識の啓発を進
めていきます。

救命率の向上を図るために、装備・施設の近代化・高度化を推進するとともに、
救急救命士の養成、救急隊員の育成を進めます。また、住民に応急救護、救急
協力の重要性の認識を広めていきます。

【施策体系】

| | | | |
|-------------|---------|-------------|-----------|
| 3. 消防・救急の充実 | 【1-3-3】 | (1) 消防体制の充実 | 【1-3-3-1】 |
| | | (2) 救急体制の充実 | 【1-3-3-2】 |

【施策】

(1) 消防体制の充実

①防火対策と防火啓発活動の充実

- 防火対象物や危険物施設への予防査察を強化するとともに、住宅、施設の防火対策を推進し、火災の未然防止及び火災時における拡大防止、被害の軽減を図ります。
- 火災予防運動、年末年始特別警戒をはじめとした各種啓発行事等の実施により、住民の火災予防、防火意識の向上を図ります。

②消防施設、資機材の充実

- 特殊火災や大規模火災など火災原因の変化にも対応できる防災対策の推進に向け、消防車両や各種資機材への整備充実を図り、消防体制の強化に努めます。
- 消火活動を円滑にし、被害を軽減するため、東海地震等も踏まえた耐震性の機能を持った防火水槽等の整備を計画的に推進します。

③消防団の活性化

- 若手を中心に団員の加入促進を図るとともに、消防施設及び資機材の近代化を目指し、機動性ある消防施設整備に努め、魅力ある組織体制づくりを目指します。また、自主防災組織と連携した活動を推進します。

(2) 救急体制の充実

①救急体制の充実

- 救命率の向上を図るため、峠南広域行政組合消防本部における各種装備、資機材、施設の近代化・高度化を推進するとともに、救急救命士の養成、救急隊員の育成、人命救助のための訓練を強化し、また、医療機関との連携強化に努め、救助活動の充実を図ります。

②応急救護の重要性

- 自動体外式除細動器（AED）を公民館、集客施設等に配備し、機器を用いた応急手当を普及させるなど、町民に対する救命講習の拡大、救急協力体制の充実を目指します。

4. 交通安全対策の充実

【現状と課題】

交通量の増加、運転者の高齢化、飲酒・酒気帯び運転、運転中の携帯電話の使用、後部座席を含むシートベルト・チャイルドシートの着用率の低迷、道路への急な飛び出しなど、運転者・歩行者の交通モラルの低下等によって、交通事故発生要因は増加傾向にあります。また、子どもや高齢者など交通弱者の交通事故の増加が懸念されます。

本町においては、地理的に公共交通機関が不足している状況にあり、住民生活の自動車依存度は非常に高くなっています。本町では交通事故防止に向けて、「身延町交通安全計画」に基づき、安全施設設置など、道路交通環境の改善を図るほか、行政、町民、関係機関が一体となって、交通安全対策の推進に努めています。

今後とも、道路を管理する国・県・町に加え、地域や警察など交通関係団体と連携しながら、歩道、カーブミラー、防護柵等の安全対策を講じ、交通事故の未然防止に努めていく必要があります。また、関係機関と連携し、一人ひとりに正しい交通ルールとマナーを習慣付けるとともに、運転者、子ども、高齢者等に対する交通安全教育を徹底する必要があります。

【基本方針】

交通安全施設の整備など道路交通環境の改善を図るとともに、関係機関との連携により、交通安全教育・啓発活動を推進します。

【施策体系】

| | | | |
|--------------|---------|----------------|-----------|
| 4. 交通安全対策の充実 | 【1-3-4】 | (1) 交通安全施設等の整備 | 【1-3-4-1】 |
| | | (2) 交通安全教育と啓発 | 【1-3-4-2】 |

【施策】

(1) 交通安全施設等の整備

①道路交通環境の改善

- 交通安全施設や歩道の整備、山間部における車両退避所の設置など、道路交通環境の改善を進め、交通事故防止に努めます。

(2) 交通安全教育と啓発

①交通安全指導の充実

- 地域における交通安全指導の充実を図るために、交通安全協会、交通安全母の会等の活動を積極的に支援し、地域ぐるみの交通安全思想・意識の高揚に努めます。

②交通安全教育の推進

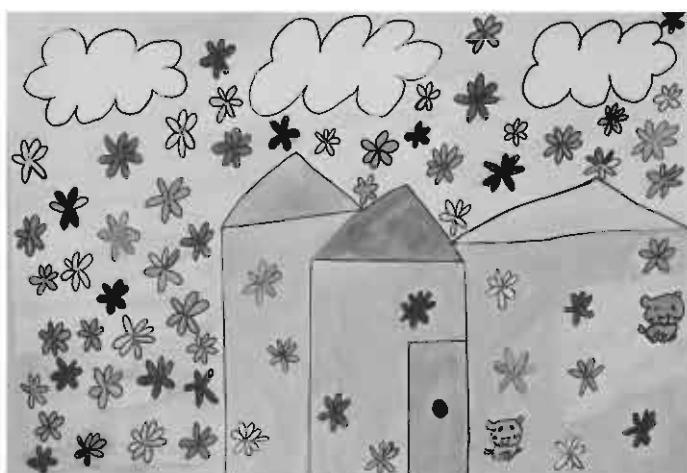
- 保育所や学校、家庭、地域などとの連携を図り、幼児や児童・生徒、高齢者などへの交通安全教育を強化します。

③運転者への啓発

- 交通安全関係団体の活動を通じて、交通ルール・モラル・マナーの向上への啓発を図ります。
- チャイルドシートの着用徹底を図るため、乳幼児用チャイルドシートの貸出や着用の必要性の啓発などにより、着用率の向上に努めます。
- 警察など交通安全関係機関と町、地域、飲食店等とが連携・協力し、飲酒・酒気帯び運転の徹底追放を進めます。

④交通安全運動

- 春、夏、秋、年末等の交通安全運動を中心に、住民の運動への積極的な参加と理解・協力を得て、運動趣旨の徹底と推進体制の充実を図ります。
- 交通安全期間中などで県外車両に対する交通安全指導を行い、交通安全意識の徹底に努めます。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

5. 防犯対策の充実

【現状と課題】

近年、犯罪の広域化、多様化、凶悪化により、女性や社会的弱者である子どもたちや高齢者を狙った犯罪が増加しています。「安全安心なまちづくり」を進める中で防犯対策は、重要な課題の一つです。

このため本町では、平成18年2月より青色防犯パトロールカーの運行を開始しました。地域においても、小学生の下校時に地域の有志による見守りや、一緒に帰宅するなどの活動への取り組みが行われています。

また、近年、地域防犯の要である駐在所について警察官駐在箇所が削減されたり、平成19年4月からは本町全域が南部警察署の管轄となることも決定したことから、これまで以上に地域に密着した警察の迅速な対応を行う体制を要請していく必要があります。

【基本方針】

防犯活動の基本は、警察であり地域に密着し、迅速かつ機動力のある警察活動を行う体制を強く要望していきます。

住民の防犯意識への高まりを背景として、子どもたちや高齢者の教育・啓発活動を警察署等の関係機関と協力して進め、住民による防犯活動を更に推進します。

【施策体系】

| | | | |
|------------|---------|---------------|-----------|
| 5. 防犯対策の充実 | 【1-3-5】 | (1) 防犯啓発活動の推進 | 【1-3-5-1】 |
| | | (2) 死角の排除 | 【1-3-5-2】 |
| | | (3) 地域防犯活動の推進 | 【1-3-5-3】 |

【施策】

(1) 防犯啓発活動の推進

①防犯教育・啓発

- 保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校での防犯教育の推進を図るとともに、警察署等関係団体の協力を得て高齢者行事などの際には積極的に防犯への啓発活動を進めます。
- 防災行政無線を活用した情報提供をはじめ、防犯に関する幅広い情報の提供に努めます。

(2) 死角の排除

①死角箇所の認識と排除

- 犯罪を未然に防ぐため、住民が主体的に防犯マップを作成するなどにより、まず死角となる箇所を認識し、死角を排除する方策を講じるよう努めます。
- 防犯灯設置への支援を図り、地域の安全環境の改善に努めます。

(3) 地域防犯活動の推進

①住民活動への支援

- 各種犯罪を未然に防ぐため、各種防犯組織との連携を図るとともに、住民活動に必要な助言と協力など、支援に努めます。

②地域に根ざす警察の強化

- 地域住民の防犯活動には限界があることも事実です。地域の防犯活動の要である、警察官の増員や適正配置を所管警察署を通じて県警察本部へ継続して強く要望していきます。
- 駐在しなくなった駐在所への警察官の再配置を強く要望していくとともに、警察官のパトロール強化と住民・地域に密着した防犯啓発活動を要請します。

③児童生徒の安全確保

- 地域ボランティアの協力を得て、登下校時におけるスクールガード活動などにより、児童生徒の安全確保を図ります。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

第2章 うるおいの環境を保全する（環境保全）

第1節 みどりの継承

1. 自然・みどりの保全

【現状と課題】

本町では、山梨県自然環境保全条例に基づき自然環境保全地区として、七面山自然保存地区（身延）が指定され、さらに自然記念物として、柄代川上流のハコネサンショウウオ及び生息地（柄代）、反木川上流のヨコグラノキ（八坂）、早川橋のモクゲンジ林（遅沢）、一宮賀茂神社のサカキ林（下山）、小原島貝化石（粟倉）が指定されています。町ではこうした価値ある自然資源についてその保全を図っています。また、本栖湖西岸は本町東端に位置しており、富士箱根伊豆国立公園に指定されています。この地域は富士山麓に位置し、現在本町を含めた富士山周辺自治体と山梨県、静岡県が中心となり、富士山世界遺産登録に向けた活動を進めています。

こうした自然公園区域にあっては、町民をはじめ多くの来訪者が優れた自然環境にふれあい、自然環境について学び考え、高い認識を持てるよう、適切な事業の推進と保全を図る必要があります。

本町の集落周辺の自然環境の大半は、地域の人々によって守り育てられてきた里山や農地からなっています。これらはかつて多様な生物生息空間を形成してきましたが、近年の生活様式の変化などにより、里山の必要性が薄れ人の手が入らなくなったりため、荒廃する里山や耕作放棄地が増加し、山際を中心に有害鳥獣による深刻な農作物被害をもたらしてもいます。

このため、里山や農地などの身近な自然環境にあっては、これらが持つ多面的な機能を保全するため、農林業の振興を図るとともに、ボランティアの活用など新しい保全管理の手法を導入することが求められます。

また、本町では地域の住民の努力により、一色地域のホタルの里をはじめ、町内各地にホタルが自生する環境があります。これらは、都市住民の間で自然指向が高まる中で、観光客も多く集まる地域の魅力の一つとなっています。

こうした、身近な自然の保全活動が広がるよう、地域住民が主体となって行う自然学習や環境改善活動などを促進し、活動が継承されるように努める必要があります。

【基本方針】

豊かな自然環境を守り育てながら、環境保護施策を推進するとともに、自然環境を人々の交流・観光・学習の場、健康保健・休養の場として活用します。

【施策体系】

| | | | |
|--------------|---------|--|------------------------|
| 1. 自然・みどりの保全 | 【2-1-1】 | (1) 自然保護対策と保全管理の推進 (2) フィールドミュージアムづくり | 【2-1-1-1】 【2-1-1-2】 |
|--------------|---------|--|------------------------|

【施策】

(1) 自然保護対策と保全管理の推進

①自然保護の重要性の啓発

- 自然保護の重要性や必要性について、あらゆる機会を通じて、その啓発に努めます。

②水辺環境の保全

- ホタルの里づくり事業を進めるとともに、河川や水路については、治水機能のほか、生きものの生息空間としての役割を重視し、整備・改修にあたっては、水辺環境の保全に努めます。

③周辺の緑の保全

- 周辺の緑を町民の散策や子どもの遊び場、また、学校における環境教育の場などとして活用するため、町民主体の保全活動を支援します。
- 身近な里山や農地等は農林業の振興によって保全を図ることを基本とし、生物多様性の保全や景観の保全を図るため、ボランティア活動の受け入れなど、新しい担い手の確保や保全管理手法について検討します。

④自然環境の保全管理

- 自然環境の多面的機能の保全と活用を図るため、市民をはじめ、都市住民などが自然に親しみ場としての森林の整備を推進するとともに、生物生息環境の保全等、自然環境の適切な保全管理を進めます。
- 町民の自然環境に対する理解を深め、環境保全に積極的に関わっていくことができるよう、環境ボランティア団体、NPO等の活動団体と連携し、自然環境を知り、保全管理手法等を学ぶ機会の充実や指導者の育成を推進します。 (★)

(2) フィールドミュージアム^{*)}づくり

①体験フィールドづくり

- 多様な自然環境を活用し、豊かな自然環境を舞台に体験学習ができるフィールドミュージアム機能を整備します。

②エコツーリズム^{*)}プログラムの提供

- 環境ボランティア団体、NPO等と連携し、フィールドミュージアム機能を活用した自然環境講座や体験イベントの開催などを通じて、エコツーリズムプログラムを提供します。 (★)

2. 自然との共生

【現状と課題】

地球温暖化やオゾン層の破壊をはじめとする地球環境問題、有害化学物質問題等が顕在化し、その対応が求められています。京都議定書^{*)}の発効により、日本においては地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を2008年(平成20年)～2012年(平成24年)にかけ、基準年となる1990年(平成2年)より6%削減することが定められました。本町では率先して実行するため、「身延町地球温暖化対策実行計画」を策定し、これに基づいて削減に取り組んでいます。

複雑化・多様化する環境問題に対応していくため、生活環境・自然環境の保全、省資源、省エネルギー、廃棄物処理、町民意識の啓発など総合的視点に立った環境関連施策を計画的に推進するため、環境基本条例や環境基本計画の策定を進め必要があります。

本町では、バイオマス^{*)}資源の活用として、EMを活用した下水道汚泥処理、これを利用した肥料づくり、また、町内NPOによる生ごみ飼料化による養鶏、竹炭組合による竹炭づくり等が進められ、環境に関連した事業が地域の活性化の一役を担う重要な取り組みとなりつつあります。

今後、こうした循環型社会の形成に向けた活動を拡大し、環境にやさしい生活を営めるよう自然と共生したまちづくりを推進していくことが必要です。さらに、新たな自然エネルギー資源の活用として、太陽光、風力、水力、バイオマス等の活用を試行するとともに、省エネルギーを意識した生活様式を取り入れていくことが望されます。

【基本方針】

地球温暖化対策に率先して取り組むとともに、環境重視のまちづくりの強化に向けた総合的な指針を樹立していきます。また、環境教育・環境学習を進め、環境保全活動を促進します。

【施策体系】

| | | | |
|-----------|---------|---------------------------|-----------|
| 2. 自然との共生 | 【2-1-2】 | (1) 地球環境保全への取り組み | 【2-1-2-1】 |
| | | (2) 環境教育・環境学習と 保全活動の推進 | 【2-1-2-2】 |
| | | (3) 環境にやさしい資源活用 | 【2-1-2-3】 |

【施策】

(1) 地球環境保全への取り組み

①環境にやさしいまちづくり

- 多様化する環境問題に対処するため、町民、事業者、行政が一体となってこれに取り組み、環境にやさしいまちづくりを進めます。

②環境重視のまちづくり指針

- 環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するシステムを構築するため、環境基本条例、環境基本計画等の策定を進めます。

③地球温暖化対策

- 「身延町地球温暖化対策実行計画」に基づいた、省資源、省エネルギー、リサイクル、グリーン購入^{*)}などの環境に配慮した取り組みを行政自らが率先して実行し、さらに事業所、住民へとつなげることにより、地球温暖化に対する取り組みを推進します。

(2) 環境教育・環境学習と保全活動の推進

①環境教育・環境学習の推進

- 町民・事業者・行政の環境に対する意識の高揚を図るため、学校教育や生涯学習、地域のコミュニティ活動との連携を図りながら、環境教育・環境学習を進めます。

②環境保全活動の展開

- 身近な環境保全活動に自主的に取り組む町民、事業者等に、必要な資料や情報などを提供し、その活動を支援します。

(3) 環境にやさしい資源活用

①地域資源の有効活用

- 地下水、雨水等の利用をはじめ、既存湧出温泉の活用事業、温泉水の飲料化事業など地域資源の活用を進めます。

②クリーンエネルギーの活用

- 太陽光、風力、水力、バイオマス等のクリーンエネルギーの導入を進めるため、新エネルギービジョンの作成を検討します。

第2節 環境の保全

1. ごみ処理・リサイクル

【現状と課題】

環境問題が地球規模にまで拡大する中で、身近な地域においても、町民の生活様式の見直しから地域の経済・社会システムの環境適合型への転換まで、総合的な施策が求められています。

本町においては、循環型社会の構築を目指した地域づくりを進めているところであり、特にごみ問題については、分別収集による可燃ごみ減量対策や資源化を図っています。今後とも更に、ごみの減量化、一般廃棄物の適正処理に向けて研究・検討を進めていく必要があります。

平成12年12月に開始された資源ごみ回収事業は、住民の協力により回収量も増加し、平成17年度においては、古紙213t、ペットボトル21tが収集され、また、平成18年4月からは、新たに「その他プラスチック製容器包装」・「ミックス紙」の2品目の分別収集が開始されました。19年1月末現在で、その他プラスチック製容器包装81t、ミックス紙136tが収集され、可燃ゴミの減少につながっています。

このような中で、町民のごみの分別やリサイクルに対する関心も高まり、各家庭で取り組むことのできる活動が盛んに行われてあり、環境に対する意識の高揚が見られます。

しかし、生活環境・様式の変化に伴い、排出されるごみは多様化の傾向にあり、平成18年度（平成19年1月末現在）においては、一般家庭からの可燃ごみは減少したとはいえ2,558tが収集・処理されています。なお、ごみ収集は、指定のごみ袋により収集ステーション方式で行っていますが、可燃ごみの中に不燃ごみや水きりのされていない生ごみなどが混入されており、これが焼却炉の能力低下や設備の故障の原因の一つとなっているため、更に分別の徹底を呼びかける必要があります。分別収集は、各家庭での取り組みが最も重要な要素であることから、引き続き広報・チラシ等による啓発活動を行い、分別の徹底を図るとともに、収集品目の拡大を図りながら、リサイクル事業を推進していく必要があります。

収集されたごみは、本町外2町で構成している峡南衛生組合の処理施設において処理されており、ごみ処理施設では、ごみピットへのEM活性液投入による消臭や害虫駆除などEM活性液による環境浄化を図っています。また、峡南衛生組合では、平成18年1月から試行的に生ごみ回収モデル事業を行っており、EMを活用した地域循環システムに取り組んでいます。

下水道整備や合併処理浄化槽の普及により、し尿の搬入量は年々減少傾向にありますが、まだ整備には相当期間を要することから、峡南衛生組合では老朽化した処理施設を平成16年3月に整備し、適正な処理体制の確立と施設の充実を図り生活環境保全の向上に努めています。

【基本方針】

循環型社会の構築を目指し、ごみの減量化と資源化などへの取り組みを強化するとともに、広域的な連携による一般廃棄物の適正処理を推進します。

【施策体系】

| | | | |
|---------------|---------|---------------------|-----------|
| 1. ごみ処理・リサイクル | 【2-2-1】 | (1) ごみ減量、資源リサイクルの推進 | 【2-2-1-1】 |
| | | (2) し尿の収集・処理の推進 | 【2-2-1-2】 |

【施策】

(1) ごみ減量、資源リサイクルの推進

①ごみの減量化・資源化意識の高揚

- 町民、事業者、行政が一体となってごみの減量化・資源化に取り組むために、簡易包装やマイバッグの奨励など、身近なリサイクル活動を推進しながら意識の高揚を図ります。

②分別収集や収集システムの改善

- 効果的なリサイクルシステムの確立に向け、新たな資源ごみの分別収集や収集システムの改善等について、峡南衛生組合及び構成2町とともに、研究・検討を行い、ごみの減量化を推進します。

③一般廃棄物の適正処理

- 一般廃棄物処理計画の策定に向け、峡南衛生組合及び構成2町と連携を図りながら研究・検討を行い、地域環境の保全に留意した一般廃棄物の適正処理を推進します。

- E M活性液によるごみ処理施設などの環境の浄化事業を拡大します。 (★)

④生ごみ処理の普及

- 家庭におけるE Mを活用した生ごみ処理の普及を図るため、地域でのE M講習会の開催を啓発・支援します。
- 生ごみ排出ゼロを目指し、峡南衛生組合の生ごみ回収モデル事業やN P O法人エコクラブみのぶ、地域ボランティアグループなどの活動をいかし、かつ連携しながら、E Mを活用した生ごみ処理による土壤改良剤、肥料、発酵飼料等への資源化を促進します。 (★)

⑤最終処分場の検討

- 広域対応による最終処分場の確保について検討を行います。

(2) し尿の収集・処理の推進

①し尿の収集

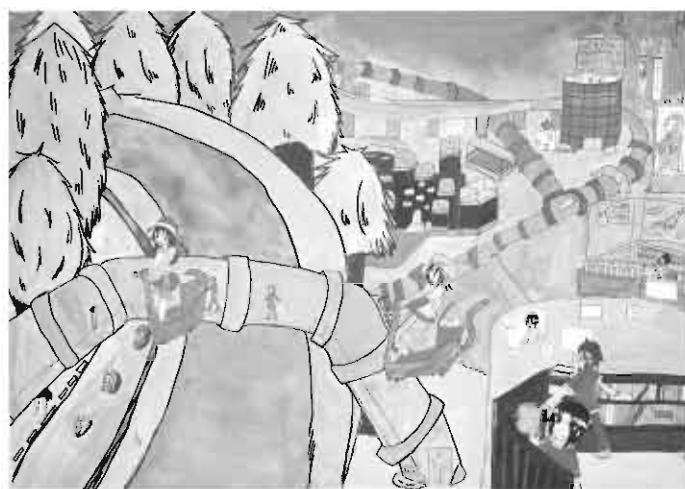
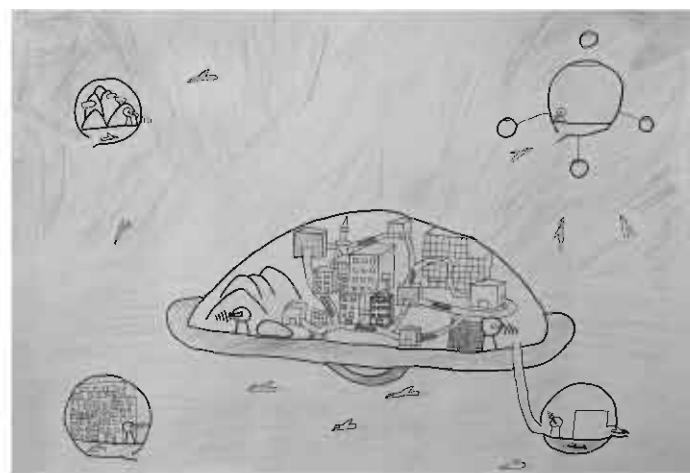
- 収集業者に対する一般廃棄物処理業の許可にあたっては厳正な審査を行うとともに、適正な収集運搬を維持できるよう指導を図ります。

②し尿の処理

- 地域の環境保全を推進するために、峠南衛生組合における適正なし尿処理を継続します。

③浄化槽の管理

- 浄化槽の適正な保守・管理についての情報提供などに努めます。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

2. 環境衛生・美化活動

【現状と課題】

ごみのポイ捨て、不法投棄などが町の美観を損ない、生活環境を悪化させています。快適な生活環境を維持していくためには、町民自らが地域に対する環境美化意識を高めることが大切です。

本町ではごみゼロ運動として、景勝地における本栖湖クリーン作戦、地域における町内一斉美化運動などの実践活動を展開してきました。また、地区、学校、事業所などの地域清掃活動に対し、回収作業や処理手数料等を負担することなどにより支援しています。

一方、山間地や人目の付かない場所での不法投棄は後を絶たず、対策として不法投棄が恒常的に行われている箇所をピックアップし、不法投棄防護柵を設置するとともに、山梨県不法投棄監視協力員や町の自然環境監視員などの協力による日常生活における監視活動を進めています。また、公用車に不法投棄、野焼き禁止のステッカーを貼付し、職員による日常業務の範囲内での監視を行っています。

本町では、県生活環境保全条例、その他環境関連法令等に基づき、公害防止に取り組んでおり、工場や事業所を起因とする大気汚染、水質汚濁などは大幅に改善されています。しかし、生活環境・様式の変化に伴う生活騒音、河川の水質汚濁等、日常生活に起因する生活型公害の改善が求められています。

現在、町内では約1,200頭の犬が登録され、町の集合注射や病院において狂犬病予防注射が接種されており、今後も引き続き集合注射実施により接種を促していく必要があります。昨今、犬・猫についての様々な苦情が寄せられており、野犬については捕獲用檻の設置により対応し、また、飼い犬・飼い猫については適正飼養の啓発や県関係機関に協力し飼い主に対する指導を行っていますが、動物飼養の責務者である飼い主のモラルや動物愛護意識の向上が求められます。

【基本方針】

町民参加による環境美化活動を展開するとともに、不法投棄対策の強化、公害防止や公衆衛生の向上対策を進め、快適な生活環境の維持に努めます。

【施策体系】

| | | | |
|--------------|---------|---------------|-----------|
| 2. 環境衛生・美化活動 | 【2-2-2】 | (1) 環境美化対策の充実 | 【2-2-2-1】 |
| | | (2) 公害防止対策の推進 | 【2-2-2-2】 |
| | | (3) 動物管理指導の推進 | 【2-2-2-3】 |

【施策】

(1) 環境美化対策の充実

①環境美化活動の展開

- 町民参加による環境美化を推進するため、啓発・実践活動を展開するとともに、道路、公園、河川等の公共施設における清掃や美観の保持に努めます。

②不法投棄対策の強化

- 不法投棄防止のため、防止柵設置や監視パトロール体制などの整備を進めるとともに、関係機関と連携した対策を強化していきます。

(2) 公害防止対策の推進

①環境監視と指導

- 大気汚染や水質汚濁、騒音、振動及び悪臭等の防止のため、関係機関と連携した環境監視体制、指導等の強化を図ります。

②生活型公害の防止

- 環境教育・環境学習を通じて、生活型公害の防止に向けた啓発を進めます。

(3) 動物管理指導の推進

①狂犬病予防と管理指導

- 飼い犬についての登録、狂犬病予防接種など、動物の適正な飼養について啓発するとともに、野犬捕獲などによる、公衆衛生の向上と人と動物の快適な生活環境づくりに努めます。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

第3節 美しい景観と憩いの環境

1. 景観の形成

【現状と課題】

本町は景勝地として、身延山久遠寺（都市計画法における、風致地区）、富士箱根伊豆国立公園に指定されている本栖湖、山梨百名山のうち9山（八鉱嶺、七面山、身延山、富士見山、蛾ヶ岳、三方分山、竜ヶ岳、毛無山、三石山）、さらに関東の富士見百選として、本町北東部（林道折八古関線、本栖湖）及び本町西部（林道富士見山線、身延山）からの富士山景観などを擁し、観光をはじめ、参拝、トレッキングや登山など多くの人々が訪れています。また、林道開設事業を進めている三石山は富士川を一望できる景観を誇ります。

本町のふるさと景観は、農林業を中心とした先人達の営みとともに、長年をかけて形成されてきました。歴史や伝統・文化の中で培われた生活の景観が、自然景観に溶け込むように、それぞれが美しく調和しています。

JR身延駅前にある「しょうにん通り」は、平成元年に駅前地区商店街が主体となり「身延駅前通り街づくり推進協議会」を結成し、住民と行政が一体となって区画整理事業により整備されたもので、鎌倉時代をイメージした街路景観で統一しています。また、門内商店街も風致地区内に立地し、落ち着いた雰囲気を醸すとともに、下部温泉郷においては、景観形成住民協定による景観形成が取り組まれています。

その他、地域の自然資源であるホタルやしだれ桜、国指定史跡甲斐金山遺跡、句碑の里などをいかし地域の景観形成に寄与する地域づくり活動が行われています。

今後、こうした自然景観、農村景観、歴史文化景観が、更に地域の魅力となるよう、町民や企業等の景観に対する関心を高めつつ、その推進にあたっては地域協働で進めていくことが重要です。また、景観法に基づく景観計画や景観条例の検討なども含め、美しい景観を保つための指導・規制策や適切な誘導により景観の形成を図ることが求められます。

【基本方針】

豊かで多様な自然環境を背景にした美しいふるさと景観の保全を図りながら、景勝地の景観形成活動や公共空間等の景観づくりを進めます。

【施策体系】

| | | | |
|----------|---------|-----------------------|-----------|
| 1. 景観の形成 | 【2-3-1】 | (1) 景観の保全と整備 | 【2-3-1-1】 |
| | | (2) 景観に配慮した公共施設・空間の整備 | 【2-3-1-2】 |

【施策】

(1) 景観の保全と整備

① 景観形成の指針づくり

- 景勝地の景観保全や美しいふるさと景観を継承するため、景観法に基づく景観計画や景観条例の制定等を検討します。

② 集落景観の整備

- 美しい山岳・里山に立地する農村集落景観等に代表される自然・田園景観を守り育てていくために、農林業の振興施策と連携した景観保全、空き家や廃屋対策を含めた集落景観の形成に努めます。

③ 河川景観の保全

- 富士川水系の良好な河川景観の保全を図ります。

(2) 景観に配慮した公共施設・空間の整備

① 景観づくり事業

- 地域拠点景観づくり事業などによりホタルの里、匂碑の里、しだれ桜の里等の整備を進めます。
- 町民による主体的な景観形成活動への支援を図り、美しい景観づくりを更に推進します。
- 歴史文化景観の保全を図るため、景観形成地区の指定や町並み景観整備を図る事業導入についての検討を行います。

② 公共空間の景観づくり

- 周辺環境と調和した公共施設等のデザインや落ち着いた沿道景観の整備・誘導に努めます。

③ 統一サインの整備

- 統一サイン計画などにより地域特性をいかした景観の創出を図ります。

2. 公園・憩いの空間整備

【現状と課題】

本町には、富士川クラフトパーク、道の駅しもべ・下部農村文化公園、湯町木タル公園など交流拠点を兼ねた公園をはじめ、住民生活により身近な地区の小公園があります。

公園・緑地は、スポーツ・レクリエーション活動やコミュニティ活動の場、交流の場であり、快適な生活環境を創出する機能を有しています。そのため、だれもが親しみ、憩いと安らぎの場である公園の機能を適切に保持していくため、特に身近な公園については、住民との協働による効果的かつ効率的な維持管理が必要となっています。

今後、豊かな自然環境に包まれた多自然居住空間に調和する居住環境を整備するためにも、公園や緑地の整備を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ちだれもが利用しやすい設備の整備、効率的な維持管理に努めていく必要があります。

【基本方針】

町民及び観光客等の来訪者双方の憩いと交流の場、防災面を考慮した公園等の整備と有効活用を進めるとともに、町民参画による整備と地域協働の維持管理を促進します。

【施策体系】

| | | | |
|---------------|---------|--------------|-----------|
| 2. 公園・憩いの空間整備 | 【2-3-2】 | (1) 公園・緑地の整備 | 【2-3-2-1】 |
| | | (2) 地域協働の管理 | 【2-3-2-2】 |

【施策】

(1)公園・緑地の整備

①公園・緑地の整備と改善

- 定住環境の整備、観光・交流の推進と連携した公園・緑地の整備を進めるとともに、町民ニーズに即した質の高い公園として再整備に努めます。

②ポケットパークや小緑地の整備

- 住民の生活により身近な公園・緑地の整備を進めるため、集落環境の整備や防災対策等と合わせたポケットパーク^{*)}や小緑地等の整備に努めます。

(2)地域協働の管理

①町民参画による整備と維持管理

- 公園の計画においては、町民が緑を身近に感じ、親しめるようにワークショップ等への住民参画を促し、地域に根ざした公園づくりを町民とともに進めていきます。
- 身近な公園への愛着心を促すために、町民ボランティアや地区活動等の自発的な活動を積極的に導入し、より効率的かつ効果的な維持管理に努めます。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

第3章 発展の活力をつくり出す（基盤・産業）

第1節 基盤の強化

1. 土地利用と開発

【現状と課題】

本町は、東西約24km、南北約25kmに広がる304.83km²の面積を有し、山梨県の6.8%を占めています。土地利用は、宅地3.55km²(1.1%)、農用地5.47km²(1.8%)、森林242.54km²(79.6%)、その他53.27km²(17.4%)となっており、宅地や農地の割合が低く、森林等の占める割合が高くなっています。

近年は、国道52号沿いなどへの商業施設・宅地の立地が見られる一方で、農地の減少と耕作放棄・遊休地化が進み、特に山間部農地の荒廃化や保育管理の行き届かない森林が拡大しています。こうした中、本町の豊かな自然環境との調和、災害の防止など安全性を重視した土地利用が課題となっています。

中部横断自動車道の建設に伴う発生土を活用した土地開発など、中部横断自動車道の波及効果を地域活性化に積極的にいかしていく土地利用を着実に進めなければなりません。また、富士川と早川の合流点地域では、富士川護岸整備事業を国に要望しており、事業実施による新たな土地利用が期待されています。

なお、本町域には、農業振興地域、都市計画区域、自然公園区域などの指定があり、各関係法令等に基づき土地利用に一定の制限がなされています。本町において約8割の面積を占める森林区域においては、森林法をはじめとした関係法令等により、水源の涵養や災害防止を目的とした保安林指定区域など森林保全のための土地利用制限などが行われています。

現在、身延町土地利用指導要綱により、一定規模以上の土地開発について事前協議を実施しています。また、県とも連携を図りながら都市計画法、自然公園法、森林法、山梨県景観条例、山梨県屋外広告物条例等により適切な開発がなされるよう誘導に努めていますが、今後とも無秩序な土地開発を抑制し、環境の保全を優先する対策を強化していくことが必要です。

このほかに、土地利用の基礎となる地籍調査を継続していますが、広大な調査面積に加え、不在地主も多く、境界決定に時間要するなど、進捗率の向上に多くの課題を抱えており、効率的な事業推進が必要となっています。

【基本方針】

限られた土地を効果的にいかしたまちづくりを進めていくため、環境の保全と防災対策を重視しながら、利便性や生産性が高く、活力を生み出す土地利用を推進します。また、土地利用と管理の基礎となる地籍調査の早期完了を目指して、着実な事業推進を図ります。

【施策体系】

| | | | |
|------------|---------|--------------------|-----------|
| 1. 土地利用と開発 | 【3-1-1】 | (1) 計画的な土地利用の推進 | 【3-1-1-1】 |
| | | (2) 環境と調和する土地開発の推進 | 【3-1-1-2】 |
| | | (3) 地籍調査の推進と情報活用 | 【3-1-1-3】 |

【施策】

(1) 計画的な土地利用の推進

① 計画的な土地利用

- 土地利用の指針を定めた「国土利用計画(身延町計画)」をはじめ、都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画、森林整備計画、道路整備計画等に基づき、環境との共生や景観の保全、また、災害の防止など安全性に配慮しながら適正かつ計画的な土地利用を誘導します。

② 都市計画マスタープランの策定

- 機能的で良好な居住環境を創造するため、長期的な指針となる都市計画マスタープランを県方針に即して策定します。

③ 都市計画の推進

- 都市計画マスタープランの策定により、都市計画用途地域の変更や住民の主体的な取り組みを基本にした都市計画法における地区計画手法などについて検討します。

(2) 環境と調和する土地開発の推進

① 適切な開発指導の促進

- 開発行為に関わる規制の周知・啓発を進めるとともに、法制度、条例、指導要綱等により適切な開発指導を図ります。

② 環境保全等を図る規制の検討

- 環境保全や防災を重視し、独自の規制をつくり出す本町独自の土地利用計画制度の確立に向けて、規制の内容と開発許可の基準や開発行為の事前協議の手続きなどについて検討します。

③ 中核拠点づくりの展望

- 長期的な観点から、中部横断自動車道身延インターチェンジ（仮称）の立地や富士川護岸整備事業の進捗による新たな土地利用・土地開発の可能性を展望

しながら、本町及び峡南地域の新たな中核拠点づくりを将来展望として検討していきます。

④空き家・遊休地の活用

- 空き家や遊休地、農地の取得や賃貸を含め、地権者などと土地取得希望者をつなぐ土地情報提供や斡旋機能の仕組みづくりを関連機関等と連携して取り組みます。

⑤建設発生土の有効利用

- 中部横断自動車道の建設発生土を有効活用するため、処理用地等残土活用の調査を進め、地域活性化を促進する新たな土地開発を図ります。

(3) 地籍調査の推進と情報活用

①地籍調査の促進

- 土地と管理の基礎となる地籍調査の早期完了を目指して、着実な事業推進を図ります。

②地理情報システム^{*)}の導入

- 各種の地図情報を整備し、地理情報システム（G I S）の導入を進め、様々な分野での地図情報の活用を図ります。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

2. 交通網の整備

【現状と課題】

(交通網)

本町の主要幹線道路は、富士川右岸の国道 52 号と左岸の国道 300 号及び主要地方道市川三郷身延線・富士川身延線からなっています。この主要幹線道路は富士川を横断して延びる 6 本の県道等により梯子状に接続され、本町の基本的な道路網を形成しています。

これらの県道等は富士川を渡河するために、それぞれ 6 基の橋梁が設置され、本町西部、東部地域の往来を確保しています。

この基本的な道路網に町道・農道・林道等が付加され、大規模集落から中山間地域の小集落までを結ぶ全体的な道路ネットワークとして形成されています。大雨等の際には、急峻な山地と脆弱な地質等を切り開いて建設した道路であるため土砂崩れ等数多く発生しています。また、これらの道路網は、こうした地形条件などから、雨量通行規制を受けやすく、防災工事の促進や通行止めの際の迂回路となる道路整備が課題となっています。

なお、本町は富士川により、町が東西に二分されており、富士川に架かる 6 箇所の橋梁は東西を結ぶ交通の重要基盤となっていますが、現在架け替えをしている富山橋を除いて老朽化が著しい状況にあります。本町は東海地震等の強化地域にも指定されていることから、富士川に架かるこれらの橋梁の耐震性確保及び落橋防止のための整備強化が喫緊の課題となっています。

さらに、富士川両岸地域を結ぶ上下水道・通信網等管路添架も橋梁の耐震整備等と併せて進めるべき重要な課題となっています。

また、今後は新町一体化を早期に図るために、各地域間を結ぶ道路網の整備の構築を図っていく必要があります。

(中部横断自動車道)

中部横断自動車道の建設が概ね 10 年後の全線開通を目指して進められており、本町域のルートに当たる六郷～富沢間は、富士川沿いを通り、新直轄方式で建設されることが決定され、町内へのインターチェンジの設置が予定されています。

この道路が完成すると、本町と首都圏、東海・中部・上信越地方各地との時間・距離の短縮や交流圏域の拡大がもたらされ、物流の円滑化や観光客の増加など地域産業の活性化に寄与する効果や、災害時の生命線となる輸送ルートとしての機能確保などが期待されています。一方、国道 52 号等の通行車両の減少による地域経済への影響も懸念され、中部横断自動車道の波及効果を地域活性化に積極的にいかしていく取り組みを着実に進めていくことが重要となっています。

(国道・県道)

国道 52 号は、雨量通行規制の緩和を図る防災工事及び歩道等の安全対策等を進めていますが、防災幹線道路として工事の早期完成を求める必要があります。

国道 300 号は、富士山地域と富士川地域を結ぶ幹線生活道路であるとともに、観光道路としての機能も果たしています。しかし、現状では本栖湖までは多くの

観光客が訪れるものの、本栖湖から先の富士川地域に足を延ばす観光客は少ない状況にあり、今後は魅力ある道路整備や沿道景観整備等を通じて観光客を富士川地域に誘導することも重要な課題です。現在、円滑な交通の確保に向けて、波高島バイパス及び富山橋の架け替え工事等を行っていますが、地域産業の振興等も視野に入れた更なる機能の充実が必要です。

また、主要地方道市川三郷身延線は、狭隘なカーブと冬季の路面凍結などを解消する道路整備や三沢・市之瀬間バイパス構想の早期実現などを県及び関係機関に要望しています。

一般県道は、未改良区間が多く、改良を進めていますが、急峻な地形であるため改良延長が伸びない状況にあり、また、不在地主も多く用地等の確保も困難になっています。今後、地域の理解を得ながら、改良事業の推進を図る必要があります。

(町道)

町道は、幹線町道である1級21路線、2級36路線、その他の町道667路線があり、旧町からの道路改良等の事業を継続していますが、新町としての調整を加えた道路整備計画を樹立し、より体系的な道路ネットワークを構築していく必要があります。

(鉄道・バス等)

JR身延線は、通勤・通学の利用や観光客流動の大きな動脈ですが、近年その利用者は減少しています。しかし、地域における重要な交通基盤であるため、運行本数の増加や他交通機関との円滑な接続、台風災害に強い防災対策の実施等の要請を通じて、安全で利用しやすい路線の確保を行う必要があります。また、利用拡大策として、パークアンドレールライド^{*)}に対応する駅周辺の駐車場整備や沿線市町村等と連携しての利用拡大のための諸事業の推進を図る必要があります。

このほかに都市間交通機関としては、身延山と新宿を結ぶ高速バスが運行され、観光客をはじめ利用者等の利便性が改善されて来ています。

身近な交通手段については、現在町内では、路線バスに加えて町営バス・町有バス（スクール、患者輸送）・貸切代替バス（民間2社運行）等運営方式が多様化し、経費が増大する現状にあります。今後、運行形態や接続等の改善を図るとともに、バス運行事業の効率的な運営を進めることが必要となっています。

今後とも、利用者ニーズを踏まえた路線変更、町民・観光客などの利用の掘り起こし、鉄道・他町路線バスとの接続を考慮した路線・運賃・ダイヤ、バス路線を補完する交通手段の確保対策などを継続的に検討し、町民の足の確保に努めることが必要です。

【基本方針】

中部横断自動車道の建設をはじめ、町外との交流を活発化する広域幹線道路網の整備の促進と町内各地区の道路交通の円滑化、防災・安全を重視した整備を進めます。また、鉄道・バスの公共交通機関の利用増進と利便性の向上を図るとともに、全町的な観点から多様な移動手段の確保に努めます。

【施策体系】

| | | | |
|-----------|---------|----------------|-----------|
| 2. 交通網の整備 | 【3-1-2】 | (1) 高規格道路整備の促進 | 【3-1-2-1】 |
| | | (2) 国道整備の促進 | 【3-1-2-2】 |
| | | (3) 県道整備の促進 | 【3-1-2-3】 |
| | | (4) 町道等の整備の推進 | 【3-1-2-4】 |
| | | (5) 道路環境の整備 | 【3-1-2-5】 |
| | | (6) 鉄道運行等の充実 | 【3-1-2-6】 |
| | | (7) バス運行等の充実 | 【3-1-2-7】 |

【施策】

(1) 高規格道路整備の促進

①中部横断自動車道インターチェンジの設置

- 中部横断自動車道六郷～富沢間の整備促進を図り、利用しやすい町内インターチェンジの設置などを要請します。

②中部横断自動車道アクセス道路の整備

- 中部横断自動車道の整備と連動し、アクセス道路の整備を促進します。

③中部横断自動車道の建設促進

- 早期整備を図るため、地域の合意形成や地域住民の協力体制の確保、中部横断自動車道建設促進連絡協議会の活動推進など事業の円滑な推進に努めます。

(2) 国道整備の促進

①国道 52 号の整備促進

- 国道 52 号の安全性の向上や交通混雑解消等に向けた整備の促進を要請します。

②国道 52 号の工事目標の再検討

- 国道 52 号の降雨による通行規制の解消に向けた防災工事目標（雨量規制）の再検討を働きかけていきます。

③国道 300 号の整備

- 本栖湖を訪れる多くの観光客の富士川地域への誘客を図るため、ループ橋の設置や道路からの自然景観等に魅力付けができるような特色ある沿道景観の創出に配慮した道路整備を要請していきます。

④広域観光道路の整備

- 下部温泉から富士宮方面にアクセスする道路の整備を要請していきます。

(3) 県道整備の促進

①主要地方道の整備

- 主要地方道市川三郷身延線の三沢～市之瀬間バイパス構想の実現など、安全確保と利便性の向上を要請します。

②橋梁の架け替え

- 本町における道路網の強化を図るため、老朽化した県道橋の耐震化に向けて架け替え等を要請していきます。併せて上下水道管路、情報管路等のライフラインの添架について設置要請します。

③一般県道の整備

- 一般県道については、未改良区間や交通危険箇所の早期整備を要請していきます。

(4) 町道等の整備の推進

①重点的な町道整備の推進

- 全町の体系的な道路ネットワークを強化する道路整備計画を策定するとともに、同計画に基づいて、整備優先順位を設定して、年次的改良・整備を着実に進めます。

②都市基盤整備と連動する道路整備

- 集落における公共下水道事業や住宅・宅地等の住環境整備と一体化した町道の整備を進めます。

③町道整備等による迂回路の確保

- 利便性や非常時対応など防災面の配慮も重視して、町道、農道、林道等を組み合せ、幹線道路の迂回路としての機能を合わせ持った道路網を構築するため、行き止まり道路の解消や急カーブ・待避所等の改良整備を進めます。

④農林道の整備

- 農林道の計画的な整備・維持管理により道路ネットワークを強化します。

⑤道路整備計画への町民参画

- 道路整備の計画段階から住民が積極的に参画できる体制づくりを進め、地域のニーズに即した道路整備を進めます。

(5) 道路環境の整備

①交通安全を重視した道路指定の促進

- 通学路や集落内の交通安全環境を強化するため、スクールゾーン等の指定検討を進め、安全、安心な交通環境を形成します。

②歩道の整備

- 歩行者・自転車が安全に通行できる歩道整備を進めるとともに、特に通行が多い町道については、高齢者・障害者などだれもが安心して利用できる歩道

空間の確保に努めます。

③地区コミュニティとの協働による道路環境の維持・管理

- 地区コミュニティ活動との協働により、道路沿線の美化活動、台風などによる倒木や冬季における路面の凍結・積雪等の対策に努めます。

④新たな整備方法の検討

- 道路整備を行う際には、地域再生計画（みちづくり交付金等）を視野に入れた整備方法を検討します。

(6) 鉄道運行等の充実

①身延線の利便化

- 身延線沿線活性化協議会をはじめ、身延線沿線各関係組織が連携し、利用拡大策を推進しつつ、利便性の高いダイヤ編成を要請していきます。

②身延線の魅力化

- 鉄道利用者への特典サービス機能、イベント列車の運行などを要請していきます。

③鉄道利用の促進

- 自動車・電車乗り継ぎシステム（パークアンドレイルライド）を円滑にする駅周辺の駐車場の確保に努めます。

(7) バス運行等の充実

①バス交通の利便化

- 利用者ニーズに対応した利便性の高い運行系統、運行回数、運行時間帯や料金体系、車両、運営方式等の継続的な改善と路線網の充実を図ります。
- 町民の移動手段の確保のため、利用度の高い町内循環的バス路線設置の検討を行います。

②バス運行事業の効率化

- 業務委託方式など効率的なバス運行事業を検討します。

③新たな交通サービスの確保

- 送迎サービスの事業化など、公的な事業を補完するコミュニティ・ビジネスの起業などにより、交通手段の多様化を促進します。（★）

3. 集落の整備

【現状と課題】

本町では、集居型の町並みを形成する集落が富士川沿いとその支流の中・下流域の平坦地に広がり、山間部の中小河川沿いや中山間には、小規模な集落が散在しています。

都市計画区域は、身延駅周辺地域と身延山地域から下山地域にいたる 3,707ha が指定され、うち身延駅前、梅平、門内の 84ha が用途地域指定区域になっています。また、門内地域一帯は風致地区に指定されています。

都市計画区域では、道路、公共下水道、土地区画整理など都市計画事業を進めてきましたが、下水道事業をはじめとする都市基盤整備など、長期的な指針に基づいたより秩序ある快適な居住環境の形成が課題となっています。特に、中部横断自動車道の波及効果をいかす土地の有効利用の推進、防災機能を強化する都市基盤の整備が必要です。

県による「身延都市計画区域マスターplan」では、都市計画区域の長期的な整備方向を示していますが、合併後における本町の都市計画の在り方や都市機能整備の具体的な指針となる県プランを踏まえた町による都市計画マスターplan の策定が必要となっています。

一方、農山村地域の集落においては、多自然居住空間としての環境や地域特性をいかしながら、上下水道や生活道路、交通機関など生活基盤の整備、防災機能の充実など定住環境の改善を図る必要があります。

特に、山間地の小規模集落では、過疎の進行と高齢者世帯の増加が著しく、空き家も増えて、集落コミュニティの維持が困難になるなど、生活環境の維持や防災対策に多くの課題を抱えています。

【基本方針】

本町における定住促進に効果的な都市計画の在り方や都市機能整備の具体的な指針を樹立するとともに、各地域の特性をいかした集落環境の整備を進めます。また、小規模集落の動向に対応した集落再編、生活基盤と防災機能の充実など、安心して生活できる集落環境の整備を進めます。さらに、地区・地域・集落間相互のネットワークを強化する基盤整備を進めます。

【施策体系】

| | | | |
|----------|---------|------------------|-----------|
| 3. 集落の整備 | 【3-1-3】 | (1) 都市計画の推進 | 【3-1-3-1】 |
| | | (2) 集落環境の整備 | 【3-1-3-2】 |
| | | (3) 地区間ネットワークの強化 | 【3-1-3-3】 |

【施策】

(1) 都市計画の推進

①都市計画区域等の見直し

- 中部横断自動車道の波及効果をいかしていくための都市機能の整備、定住促進に効果的な居住環境の整備などについて、長期的な視点から方向付けるため、都市計画マスターPLANの策定により、都市計画区域や用途地域指定区域の見直し進めます。

②都市整備事業の推進

- 住民主体の地区計画手法などを活用しながら、居住環境を改善する土地区画整理事業、歴史的な町並みと調和する観光拠点機能を強化する整備事業などを推進します。

(2) 集落環境の整備

①集落の生活基盤整備

- 上下水道や生活道路、交通機関などの生活基盤整備の推進と連動して、防災機能の充実など定住環境の改善を進めます。

②集落機能の再編

- 集落機能の維持が困難な小規模集落については、集落間協力体制の構築、集落動向に対応する集落再編を進め、安心して生活できる環境を整えます。

(3) 地区間ネットワークの強化

①中核・地域拠点の機能強化

- 役場本庁舎を中核拠点に、支所や地区公民館を地域拠点として、地域づくり活動の支援を図るコミュニティプラザ機能^{*)}を整備するとともに、公的施設など地区生活関連施設の機能充実を進めます。

②身近なサブ拠点の整備

- 公民館分館単位の地域をサブ地域拠点として、地域拠点を補完する機能を整備するとともに、各集落の拠点として活用します。

③地域相互の連携を強化する基盤整備

- 各拠点をつなぐ道路、交通、情報等の基盤整備を進め、地区・地域・集落相互の連携を強化するネットワークを充実します。

4. 地域情報化の推進

【現状と課題】

近年ICT^{*)}(情報通信技術)が急速に進展し、パソコンなどの情報通信機器の普及や情報通信基盤の整備進展により、住民生活・地域社会の諸活動においても情報化が不可欠のものとなっています。

CATVについては、下部地区ではSCT(下部コミュニケーションテレビ)に全世帯が加入し、中富地区と身延地区では、民間のCATVにそれぞれ約5割、約7割が加入しており、町全世帯の約72%がCATVを利用しています。山間地の集落では13組合を組織し共聴アンテナによる受信、その他は個別受信となっています。また、行政自主放送については下部地区への配信がなされ、他地区については録画媒体の貸出等を行っています。

自宅や職場や学校でのインターネット利用率が高まるとともに、パソコン講習会の開催等の要望も高くなっていますが、本町では、ADSLなどのブロードバンド^{**)}環境は、一部地区の整備にとどまっている現状にあります。

今後、地域情報化の推進に向けて地上波デジタル放送及びブロードバンド環境の整備が求められていますが、行政自主放送の在り方や山間地域のブロードバンド化及び民間CATVとの調整、財政的な問題など大きな課題を抱えています。

携帯電話については、固定電話を抜く普及率となっていますが、本町における携帯電話のサービス提供エリアは狭小な現状にあり、全町において利用できるエリア拡大への対策が必要です。

国の政策として電子自治体の構築が求められており、情報技術を活用し、「いつでも」「どこでも」「必要なときに」「簡単かつ迅速に」行政サービスが受けられることが基本とされています。このような環境変化の中で、本町でも電子申請・電子予約など一部システムは他市町村と共同で利用できる環境にありますが、更に効果的な利用に向けてシステムの充実・拡充に努めていく必要があります。

町では、地域情報化に伴う様々な課題解消に向けて、「身延町情報化計画」を策定し、情報基盤の整備、住民生活の利便性向上への情報提供の充実などについて、年次に沿った実施目標を定めています。今後、この計画の円滑な推進により、町民と行政の情報共有の強化、情報格差の是正を図ることが必要です。

【基本方針】

急速に進展する高度情報化に対応したまちづくりを進めていくため、身延町情報化計画に基づいて、地域情報化基盤の整備、様々な媒体による情報提供の充実、電子自治体の着実な構築による住民生活の利便性の向上に努めます。

【施策体系】

| | | | |
|-------------|---------|----------------------------|-----------|
| 4. 地域情報化の推進 | 【3-1-4】 | (1) 地域情報化基盤の整備 | 【3-1-4-1】 |
| | | (2) 情報提供の充実と 住民生活の利便性向上 | 【3-1-4-2】 |

【施策】

(1) 地域情報化基盤の整備

①情報基盤の充実

- 情報通信の高度な活用を総合的に推進していくために、CATV網や地域インターネットを活用して広域的な公共ネットワークの構築を進めます。

②地上波デジタル放送への対応

- 2011年（平成23年）デジタル完全移行までに地上波デジタル放送を視聴できるように、下部地区の町営CATVの改修を行うとともに、行政情報の配信方法などについて検討を行い、町内における格差のない情報環境の構築に努めます。
- 中富地区、身延地区の既存民間CATV会社にはデジタル対応とテレビ内容の充実のため協議を継続していきます。
- 共同受信施設及び個別受信者の受信環境については、関係機関に強力に働きかけ、確実にデジタル波が受信できるよう努めます。

③携帯電話エリアの拡大

- 住民への情報提供やその他連携システムに活用していくため、携帯電話のサービス提供エリア拡大を各関係機関に要請していきます。

④ブロードバンド環境の整備

- 町内においてブロードバンド環境を実現するため、町が構築する部分のほか、民間CATV業者やADSL業者も含めた関係機関に働きかけるなど、様々な整備手法を追及し実現に努めます。

(2) 情報提供の充実と住民生活の利便性向上

①地域ポータルサイト^{*)}の創設

- 行政情報をはじめ住民組織、公的機関、学校、商店街、民間企業、NPO団体など、地域の多様な情報が集まる「地域ポータルサイト」を創設します。

②防災関連施設の充実

- 地域防災無線の耐用年数を考慮し、システムのデジタル化を進め、これを活用した同報系無線の設置や高齢者、障害者等へも配慮した情報伝達手段や機器の検討並びに運用体制の充実を推進します。

③行政手続きの電子化

- 行政手続きの電子化を更に拡充させるため、県下の市町村と共同開発している「市町村電子申請受付共同システム」の構築に積極的に係わるとともに、こ

この利用に欠かせない住基カードの普及促進をはじめとする各種啓発活動を開いていきます。

④情報システム化の推進

- 防災情報をはじめ、観光情報、医療・健康福祉情報、教育分野などの情報システム化を推進し、住民ニーズを踏まえた施策展開に努めます。

⑤情報セキュリティの強化

- 情報セキュリティ対策を強化するとともに、電子自治体の構築に伴う業務システムの最適化を進めます。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

第2節 産業の振興

1. 農林業の振興

【現状と課題】

(農業)

本町の農業は、269.66ha の経営耕地面積（2005 年農林業センサス）を基礎に、1,307 戸の農家（一戸当たりの経営耕地面積 20.6a）によって営まれています。総農家数の内、販売農家は 127 戸で兼業が多く、自給的農家は 1,180 戸と約 9 割を占めています。

農業従事者については、高齢化が進み、農家数と経営耕地面積及び農業粗生産額が減少するとともに、耕作放棄地の拡大も進行しており、農業の現状維持さえ困難な状況に直面しています。加えて鳥獣被害が深刻化し、営農意欲の減退に拍車をかけています。

このような中で、水田農業構造改革対策事業として、各地域にて作成した「地域水田農業ビジョン」に基づき米の需給調整や価格安定を推進するとともに、大豆、野菜等の多様な作物の産地づくりを推進するなど、水田農業の構造改革の推進、担い手の育成を行ってきました。

効率的な生産を行う上で、農道や用排水施設など農業生産基盤の整備が必要ですが、全般的に営農意欲が低下する中で、未整備地域においての事業推進が困難な状況にあります。今後とも地域ニーズの把握に努め、農地の保全と活用を着実に進めていく必要があります。

農地の流動化については、農地銀行を運営し、貸借の円滑化に努めてきましたが、後継者・担い手不足の中で借り手がいない状況にあり、今後、受委託体制の強化につながる耕作を請け負う組織の創出などが必要です。

集落営農については、18 箇所の集落協定があり、組合を組織して計画的な作付けをはじめ雑穀生産と加工品づくりなど新事業への挑戦を進めるモデル的な集落もあります。今後、団塊の世代等の農業参入等も促しながら、集落営農に対する公的補助の活用などにより集落ぐるみの事業を展開することが必要です。

今後の農業においては、食の安全・安心に対する消費者ニーズが高まる中で、農産物の生産履歴の開示（トレーサビリティ）や環境にやさしい農業への取り組みも不可欠となり、本町の環境保全対策と連携した着実な推進が必要です。

地産地消への取り組みにおいては、自給的農家等の余剰生産物を道の駅や農林産物直売施設で販売することや、味噌づくりなどの農業体験企画の実施を進めることなどにより、野菜等の換金化や農家女性の就業、活躍の場づくりなどの面において成果をあげています。今後とも、自給的農家や小規模農家で可能な少量多品種の農産物生産に着目し、特産物や農産物加工材料の生産などと結び付けていくとともに、グリーン・ツーリズム^{*)}の推進など農業と観光・交流事業との連携を更に進めることができます。

特産物づくりにおいては、曙大豆の生産拡大を図り、曙大豆での味噌づくり、地場産を材料としたゆば等の加工品づくり、南天の生産、EMを活用した環境保全型農業の実践からEM卵の生産などが取り組まれてあり、一定の成果をあげています。今後も、特産物の生産と直売、特産物の付加価値化を図る加工品づくりの推進体制を強め、住民や観光客等の消費を拡大する取り組みを更に拡大していくとともに、身延ブランドづくりを目指して、地産地消を基本に地域外への販売拡大へと展開していくことが必要です。

(林業)

本町の森林面積（森林整備計画）は、24,341haで、町域面積の約8割を占めています。保有形態別では国有林 305ha (1.3%)、公有林 7,832ha (30.3%)、私有林 16,654ha (68.4%) で構成され、人工林率は約4割 (9,368ha) となっています。林業経営体数（2005年農林業センサス）は33戸を数えるのみで、減少の一途をたどっています。

木材価格が低迷する中で、林業経営意欲が減退し、また、林業労働力の減少と高齢化が進み、保育管理が実施されない放置山林が増加しています。このような森林の荒廃は、林業生産機能の低下とともに、水源涵養や土砂災害防止機能の低下、河川環境の悪化や洪水の危険性の拡大、鳥獣被害の増加などをもたらすなど、本町の将来に関わる大きな課題となっています。

町では森林整備計画を策定し、民有林を対象に造林、保育、間伐等の森林整備の推進、その基盤となる林道網整備、林業従事者の養成、特用林産物の振興、林業機械化の促進、流通の合理化などを方向付けており、計画の着実な推進による森林整備が必要です。

さらに、森林の持つ保健・休養・文化的機能に大きな関心が寄せられてきていることから、森林レクリエーション等の利用を含めた総合的な森林・林業の活性化を図る必要があります。

【基本方針】

農用地を確保し、生産条件を整える農業生産基盤の整備、多様な担い手の育成と営農体制の整備を推進するとともに、森林の適正な管理を促進する林業生産基盤の整備、林業経営体^{*)}の育成を推進し、農地や森林が持つ水源涵養や土砂災害防止などの公益的機能の維持に努めます。

また、自給型農家等の生産を含めた地産地消の仕組みづくりなど農林産物の流通・販売の強化、観光・交流事業との効果的な連携を図り、農林業の新たな付加価値の向上を促進します。

【施策体系】

| | | | |
|-----------|---------|-------------------|-----------|
| 1. 農林業の振興 | 【3-2-1】 | (1) 農業生産基盤の整備 | 【3-2-1-1】 |
| | | (2) 担い手・農業経営組織の育成 | 【3-2-1-2】 |
| | | (3) 生産体制の強化 | 【3-2-1-3】 |
| | | (4) 林業の振興 | 【3-2-1-4】 |
| | | (5) 農林産物の流通・販売の強化 | 【3-2-1-5】 |
| | | (6) 観光・交流との連携 | 【3-2-1-6】 |

【施策】

(1) 農業生産基盤の整備

① 農業振興地域整備計画の適正な管理

- 農業振興地域整備計画の適正な管理を行います。

② 農業基盤整備の促進

- 農用地の確保や良好な生産条件を確保するため、受益者や地域ニーズに対応し、農業基盤の整備を進めます。
- 農作業の受委託や省力化の促進につながる生産条件を確保するため、農道、用排水施設などほ場条件の改善を進めるとともに、農地集積を促進します。

③ 鳥獣被害対策の推進

- 鳥獣害防除資材への補助の継続、有害鳥獣駆除隊への駆除依頼、捕獲用の箱檻の設置等を進め、農作物被害の軽減を目指します。
- 鳥獣害の被害対策のため、野生動物との緩衝地帯に当たる里山の整備を地域住民との協働により推進します。

(2) 担い手・農業経営組織の育成

① 担い手の育成

- 認定農業者や新規就農者をはじめとした担い手を育成するため、関係機関と連携して情報提供や技術普及などの支援を行います。

② 農作業受託組織の育成

- 農作業受委託を促進するため、農作業受託組織の育成を促進します。 (★)

③ 集落営農体制の強化

- 農地の利用調整と集積を進め、集落営農体制の強化を支援します。

④ 集団化の促進

- 集団化・作業委託・共同機械の整備など農業省力化への支援を進めます。

⑤ 生きがい型シルバー農業の振興

- 高齢農業者、休日農業者など多様な担い手を育成する支援を進めます。

⑥ 企業・NPO等の農業参入の促進

- 企業・NPO等の農業参入を啓発していきます。

(3) 生産体制の強化

①特産品生産をいかす農業経営の展開

- 曙大豆の枝豆生産など身延ならではの特産物生産を強化し、農地の耕作受託・請負の円滑化など、農業の新たなビジネス化の可能性を拡大します。 (★)

②環境保全型農業の促進

- 有機無農薬栽培など環境保全型農業、安全・安心な農畜産物の生産を促進します。 (★)

(4) 林業の振興

①林業生産基盤の充実

- 林道、作業道の整備など森林施業の基盤整備を進めます。

②森林施業の合理化

- 森林施業の合理化を図るため、林業機械の導入による作業の省力化、効率化を促進します。

③林業経営体の育成

- 森林の保育管理体制を強化するため、森林組合など林業経営体の強化、担い手の育成に努めます。

④森林の適正管理

- 森林の保育管理、広葉樹林の育林を進め、森林の環境保全に努め、水源涵養をはじめ、土砂災害や河川氾濫の防止など国土保全、鳥獣被害の防止など多様な公益機能を強化します。

⑤特用林産物の生産振興

- シイタケ、山菜等の特用林産物の生産振興を図ります。

⑥間伐材の利用促進

- 間伐材の利用促進など新しい林産物づくりを促進します。

⑦鳥獣の生息環境の改善

- 鳥獣による農産物被害対策の一環として、集落周辺の里山づくり、広葉樹林

の拡大や植林地の混植など林相の転換を促進し、鳥獣の生息環境を改善します。

(★)

⑧森林整備の活動支援

- 森林の有する多面的機能が充分発揮されるよう森林整備活動支援交付金等により森林整備を支援します。

⑨広域林道の整備

- 林業振興や観光振興に資する広域林道の整備を要請していきます。

(5) 農林産物の流通・販売の強化

①小口農産物の流通確保

- 自給型・小規模農家が生産する少量多品種の新鮮農産物を直売施設等に円滑に供給する地産地消の仕組みを充実します。 (★)

- 農林産物の地域内流通の進展に応じて、都市部での定期的な産地直送販売や量販店等へのインショップ^{*)}展開など地域外販売を促進します。 (★)
- ②農産物加工・食への展開
 - 地産地消の仕組みづくりの中で、生産・農産物直売・食品加工の施設整備などとともに、それに取り組むグループの育成と連携の強化を図り、「食」と「農」のネットワークづくりを進めます。 (★)
- ③スローフード^{*)}への取り組み
 - 郷土料理や地域の特色ある野菜などの食材等を見直し、伝統的食材・料理を通じてゆっくりとした健康な生活を楽しむ「スローフード」への取り組みを進め、農産物の流通付加価値を高めます。 (★)
- ④加工分野の開拓
 - 林産物や地域木材の加工分野の開拓を進めます。
- ⑤林産物の地産地消
 - 地域木材の活用など、林産物の地産地消を促進します。
- ⑥環境関連ビジネスの創出
 - 木材資源等バイオマスを活用した竹炭等の炭化製品化、竹粉碎機による粉碎された竹粉碎屑の肥料化、EM等を活用した環境保全型農業生産と物産開発など地域資源循環型の環境関連ビジネスの創出に努めます。 (★)

(6) 観光・交流との連携

- ①農業体験機能の充実
 - 農業体験や作物のオーナー制度等の充実を支援していきます。 (★)
- ②グリーン・エコツーリズムの展開
 - 民泊等田舎体験機能の充実、農林産物を材料にしたものづくり体験や郷土料理の提供など、身延町の特性をいかした体験プログラムの提供によるグリーン・エコツーリズムの受け入れ事業を展開します。 (★)
- ③農業をいかした交流
 - 都市部の住民等を対象とした貸農園の運営や作業体験、農家とともに農作業を手伝い交流するワーキングホリディ^{*)}の情報提供など団塊世代等の田舎暮らしと就農希望者等への斡旋機能を整備します。 (★)

2. 商業の振興

【現状と課題】

本町の商業（平成16年商業統計・卸売業と小売業）は、事業所数322店、従業者数1,110人、年間商品販売額138億3,659万円で、いずれも減少傾向にあります。特に、車社会などの進展に伴う商圈の拡大から、甲府都市圏の郊外型大型商業施設などへの購買力の流出が続いている、経営環境は厳しさを増しています。

JR身延駅前、身延山門内に商店街が形成されており、さらに国道52号沿いの西嶋や飯富にホームセンターやスーパー、飲食店等の新たな商業立地が見られます。その他の地区は商店が散在している形態となっています。

JR身延駅前にあるしようにん通りは、身延山に訪れる観光客等を主な対象とし鎌倉時代をイメージした街路景観で統一し、住民自らまちづくりに取り組んだ事例として、高い評価を受けています。また、身延山門内の活性化ビジョンが樹立されており、今後、下部温泉などとともに観光と連携した魅力ある商業機能の整備が求められています。

このような中で、商工会では、ポイントカード加盟店の拡大など町外への購買力流出への対策を推進するとともに、観光と連携した特産品開発など、観光関連消費の拡大に取り組んでいます。しかしながら、商業事業者の高齢化が進んでおり、空き店舗が増え、活性化への課題が深刻化しています。

日常の消費生活を支える商業は、定住環境の充実において重要であり、地域における商業機能を確保するとともに、観光振興面との効果的な連携強化が必要です。また、地域商業の振興には、商業者の経営意識と改善への努力とともに、他の産業分野等との連携も含めた商業者が持つ経営ノウハウをいかした共同事業など、地域環境の変化に即した取り組みが必要です。特に、高齢化が進む中で高齢者に対応する新たな事業展開、農業や観光、交流や田舎暮らし、物産等のモノづくりと販売など、商業関連の事業分野を開拓、起業していくことが必要です。

【基本方針】

定住環境に不可欠な商業機能の充実を図るため、商工会等との連携による住民生活に密着した商業活動、観光や交流と連携した商業活動など、商業者の共同事業や新たな事業分野への取り組みを促進します。

【施策体系】

| | | | |
|----------|---------|-------------|-----------|
| 2. 商業の振興 | 【3-2-2】 | (1) 地域商業の育成 | 【3-2-2-1】 |
| | | (2) 事業分野の拡大 | 【3-2-2-2】 |

【施策】

(1) 地域商業の育成

① 経営指導の促進と後継者の育成

- 商工会等との連携により、経営相談、経営指導の充実、講習会の実施等により事業者の経営基盤の強化を支援し、合わせて後継者や新規事業者の育成に取り組みます。

② 経営の安定化

- 商工会及び関係機関との連携を強化し、更なる資金融資制度の充実を図ることにより、小規模商店の強化・近代化及び経営の安定化を推進します。

③ 事業活動への支援

- 高度情報化に対応する商業展開や環境に配慮した事業活動などについて情報提供を行うとともに、商業者の共同事業など主体的な取り組みを支援します。

④ 観光商業の展開

- 地域資源をいかした観光・交流客の滞留の場づくりなど、観光商業機能の整備を促進します。

⑤ 商業空間の形成

- 各地区の環境整備事業と連携した商業空間の形成に努めます。

⑥ 地域商店街育成の推進

- 商工会や各関係機関と連携し、地域商店街の育成に努めます。

(2) 事業分野の拡大

① 新規創業支援

- 空き店舗等を活用したチャレンジショップ^{*)}等の事業、観光関連事業の起業など、新規創業のための支援体制を整備します。

② まちづくり活動と連動する商業展開

- 高齢者対応の宅配や出張サービスなど町内消費者の購買利便性の改善を図る取り組み、地域特産品づくりと連携した活動など、地域課題と連携する活動を支援します。 (★)

③ コミュニティ・ビジネスの促進

- 商業者が持つ経営ノウハウをいかし、コミュニティ・ビジネス起業への商業者の事業参画を促進します。 (★)

3. 工業の振興

【現状と課題】

本町の工業（平成16年工業統計・4人以上の事業所）は、事業所数56、従業者数1,075人、製造品出荷額等239億7,494万円であり、事業所数と従業者数は減少し、製造品出荷額等は停滞傾向にあります。

身延工業団地や峡南地域中核工業団地には、金属、電気、プラスチック等の工場が立地しており、農村地域工業等導入促進法等の活用により、税制面での支援をしてきました。この企業進出により、町内雇用の場の拡大に大きな役割を果たしてきましたが、製造業における厳しい経営環境の中で合理化が進み、雇用の増加には制約が大きい現状にあります。また、より迅速な物流が求められる中で、交通条件の改善が課題となっています。

現在、製造業は、経済のグローバル化、情報化の進展などにより世界規模での激しい競争の時代に置かれており、急速な技術革新や産業の情報化に対応するため、経営の改善、人材育成、異業種間交流などによる新たな事業展開への支援が必要です。

今後、中部横断自動車道の整備をはじめ、国道52号や国道300号の防災工事を進め、降雨の通行規制を緩和するなど、企業進出の基盤整備の推進を図るとともに、企業誘致の積極的な推進や既存企業の育成を図っていくことが必要です。

【基本方針】

関係機関等との連携により各種支援制度を活用しながら、既存工業の経営安定化の促進、企業育成に努めます。また、立地環境の充実に努め、環境負荷の少ない企業等の誘致活動を進めます。

【施策体系】

| | | | |
|----------|---------|-------------|-----------|
| 3. 工業の振興 | 【3-2-3】 | (1) 地域工業の育成 | 【3-2-3-1】 |
| | | (2) 企業の立地促進 | 【3-2-3-2】 |

【施策】

(1) 地域工業の育成

① 経営基盤の強化

- 商工会など関係機関との連携により、企業の経営基盤を強化するため、国・県の各種支援制度を活用した企業の経営改善、設備投資、製品開発や技術開発などを促進し、企業の安定経営を支援します。

② 新規事業等への支援

- 新規創業や新規事業化に関する国・県等の支援制度についての積極的な情報提供を行うとともに、産学間連携や企業間相互の情報交換、共同研究、異業種交流などを促進し、企業育成を図ります。

(2) 企業の立地促進

① 企業誘致条件の整備

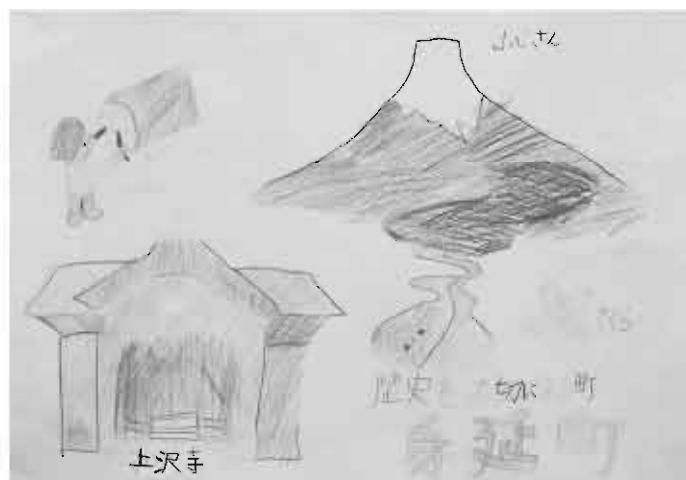
- 工業団地等への地元雇用率の高い優良企業の誘致を積極的に推進するため、企業支援に関する町条例を活用するとともに、業種要件の緩和や賃貸借方式など、柔軟な対応により立地を促進します。

② 企業立地環境の改善

- 流通を支える道路等の生活基盤の整備を進め、企業立地の環境整備を進めます。

③ 優遇税制の検討

- 優良企業の誘致を積極的に推進するため、更なる優遇税制について検討していきます。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

4. 地場産業の振興

【現状と課題】

本町には、伝統技術をいかした地場産業として、西嶋和紙や印染業などが継承されています。また、地域の生産物や資源をいかしたゆばやミネラルウォーターの製造など、本町の風土に根ざした特色ある特産品の生産も行われています。

画仙紙、書道紙を主とする西嶋和紙は、後継者問題や従業者の高齢化をはじめ、外国製品に押されるなど、厳しい経営環境にありますこうした中、なかとみ和紙の里においては、日本全国の和紙販売や紙漉き体験ができ、地元生産業者と連携した和紙漉き体験も行っています。今後とも、なかとみ和紙の里との効果的な連携を図るとともに、技術を伝承する後継者育成、新製品開発や調査研究、販路拡大などの活性化への取り組みが必要です。印染業については、後継者も少なく、需要の低迷が続いている、後継者の確保とともに、特色ある製品づくりや販路の拡大を進める必要があります。

特産品についても、これまでの取り組み実績を踏まえながら、地域の資源や農林産物を効果的に活用した製品開発や販路開拓、観光との連携など、新たな振興策を推進していく必要があります。

【基本方針】

伝統技術の継承に努めるとともに、新たな製品開発や販路開拓、観光・交流との連携などを強化し、地場産業の振興を図ります。

【施策体系】

| | | | |
|------------|---------|------------------------------|------------------------|
| 4. 地場産業の振興 | 【3-2-4】 | (1) 伝統産業の振興 (2) 特産品づくりの推進 | 【3-2-4-1】 【3-2-4-2】 |
|------------|---------|------------------------------|------------------------|

【施策】

(1) 伝統産業の振興

① 和紙や印章業の振興

- 各種支援制度を活用しながら、和紙技術アドバイザー、和紙振興事業補助金、地場産業振興支援事業などにより新たな商品開発などを促進します。
- 和紙などの伝統的な地場産業の振興のため、商工会等を中心に町内の各観光地との連携や都市部への販路の拡大・開拓を促進します。
- 効果的なPRにつながる伝統産業の体験機能の強化など、観光・交流の分野との連携を強めます。

(2) 特產品づくりの推進

① 地域資源の効果的な活用

- 地域資源や地域で生産される農林産物を活用した物産づくりの調査・研究を進め、新たな特產品開発を促進します。
- 特產品づくり等への取り組みを積極的に支援するとともに、コミュニティ・ビジネスなどの事業組織の設立と起業を促進します。(★)
- 商工会や農協などとの連携により、曙大豆やゆばなどの「身延ブランド」の更なる育成・定着に努めます。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

5. 観光の振興

【現状と課題】

本町の地域経済の活性化に果たす観光の役割は大きく、観光・交流客を拡大する取り組みを更に強化するとともに、観光や交流に関連して地域経済効果を生む仕組みづくりが課題となっています。

本町の観光は、北には西嶋和紙をテーマとしたなかとみ和紙の里のある「中富エリア」、東には千円札のデザインである本栖湖、1200年の歴史を誇る下部温泉郷や湯之奥金山のガイダンス館として立地している甲斐黄金村・湯之奥金山博物館のある「下部エリア」が、また、南には日蓮宗総本山身延山久遠寺がある「身延エリア」など、三つのエリアに区分できます。

観光客の動向は、身延山久遠寺への参拝・観光客は年間約120万人、下部温泉の入湯者数は年間約17万人と推定されていますが、近年の観光スタイルの変化とともに減少を続けています。

観光資源としては、身延山と下部温泉のほか、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館、富士川クラフトパーク、なかとみ青少年自然の里、なかとみ和紙の里、ヤマメの里、さらに本栖湖、富士川、富士山の眺望を誇る山岳トレッキングコース、道の駅しもべ・下部農村文化公園、みのぶゆばの里とよあか、一色のホタルの里など多くの資源があり、それぞれに誘客イベントも実施されています。

近年の体験志向の高まりを背景に、甲斐黄金村・湯之奥金山博物館の砂金採り体験、なかとみ和紙の里の紙漉き体験をはじめ、道の駅富士川ふるさと工芸館やなかとみ青少年自然の里などでは各種体験メニューを提供しています。また、特産品大豆の枝豆オーナー制度と収穫体験、ゆばづくり、味噌づくり、茶摘み体験を実施するとともに、さらに都市部住民との交流を通じて、農地や農業体験の場の提供など、農業振興と連携する取り組みを強化しています。

こうした中、町と商工会とで「新しい身延の観光振興ビジョン」を策定し、短・中・長期の行動計画を定め、観光事業のマネジメント組織となる(株)身延観光センターの立ち上げに向けて、身延ブランド構築、モデルツアーや人材育成など具体的な事業化の検証に動き出しています。

今後、観光や交流、田舎暮らし等の情報発信をさら強化するとともに、資源相互の連携による観光プログラム^{*)}の開発など観光の魅力を強化し、来訪者を迎える環境づくりや受け入れ体制の整備に努めることが必要です。町民自らが楽しめる観光地づくりを目指しつつ、観光客誘致を促進し、観光・交流客を地域活性化に効果的に結び付けていく必要があります。

【基本方針】

豊かな自然と歴史文化、多様な地域資源をいかした観光の魅力づくりを促進するとともに、観光推進体制の強化や観光関連事業を推進し、観光振興による地域経済効果を生む仕組みづくりを一層強化し、観光立町を実践していきます。

【施策体系】

| | | | |
|---------|---------|----------------|-----------|
| 5．観光の振興 | 【3-2-5】 | (1) 観光推進体制の強化 | 【3-2-5-1】 |
| | | (2) 観光地の整備 | 【3-2-5-2】 |
| | | (3) 観光プログラムの開発 | 【3-2-5-3】 |
| | | (4) 観光事業連携の促進 | 【3-2-5-4】 |
| | | (5) 水辺・水産資源の活用 | 【3-2-5-5】 |

【施策】

(1) 観光推進体制の強化

①観光推進組織体制の整備

- 観光連盟を中心とした観光関係団体の活動を育成するとともに、観光商品企画や受け入れの中核的なコーディネート機能を果たす地域ぐるみの株式会社事業体の設立を促進し、観光立町を支える推進母体、体制を強化します。

②広域観光づくりの強化

- 富士川地域に立地する身延町・市川三郷町・増穂町・鰍沢町・早川町・南部町の6町をはじめ、関係機関、団体等が官民一体で広域的な連携をとり、富士川地域の観光資源等の連携・活用思想に基づく富士川流域王国運動を推進する中で、富士川地域の広域観光コースづくりなどの連携事業を強化し、富士川地域（峡南）への誘客を図ります。

③観光情報の発信

- 各種メディアやインターネットによる情報の発信、PR活動を強化し、幅広い観光客の誘致に努めます。

④観光受け入れ体制の整備

- 体験学習において観光機能を強化するため、ボランティアガイドの育成や組織化を支援し、来訪者との交流を促進します。
- 遊休施設等の利活用と各観光地との連携の観点から、「スポーツ合宿」や各種団体の合宿などの受け入れ体制整備を推進します。

⑤外国人観光客の誘客

- 広域的連携の中で、2009年の富士山静岡空港の開港も視野に入れ外国人への観光PRと誘客や富士山世界遺産登録運動を推進します。

(2) 観光地の整備

①観光資源の発掘・整備

- 豊かな自然や文化・歴史遺産等の点在する既存の観光資源を活用するとともに、新たな観光資源の発掘・整備を行い、個々の観光資源を効果的に結ぶネットワークづくりに努めます。

②景観づくりの促進

- 地域拠点景観づくり事業などにより、ホタルの里、匂碑の里、しだれ桜の里をはじめ特色ある里づくりの整備を進めます。

③観光基盤施設の整備

- 観光地への誘導サインや観光サービス施設の整備（駐車場、トイレ、案内所等）を促進します。

(3) 観光プログラムの開発

①体験機能の整備

- 体験型施設の機能充実を図るとともに、相互の連携を促進し、一体的な活用を進めます。

②グリーン・ツーリズムの展開

- 農業体験・民泊等田舎体験機能、農地や作物のオーナー制度の提供、農林産物を材料にしたものづくり体験など、体験プログラムの提供によるグリーン・ツーリズムの受け入れ事業を展開します。（★）

③エコツーリズムの展開

- 豊かで多様な自然環境をいかし、都市部との交流を含めた環境講座や体験イベントの開催などを通じて、エコツーリズムプログラムを提供します。（★）

④温泉保養プログラムづくり

- 保健・保養医学関係機関と連携し、温泉効能をいかした健康づくりプログラムの開発を進めます。

(4) 観光事業連携の促進

①観光関連商品の開発支援

- 関連事業者や団体等の連携により特產品のPR及び販売拡大を図るとともに、郷土色豊かな個性ある新たな特產品・土産物、料理の開発を積極的に支援します。

②関連事業者と連携した商品づくり

- グリーン・ツーリズムやエコツーリズムの受け入れ体制等の整備に対応し、旅行会社や鉄道事業者等との連携強化により、町内観光施設利用や宿泊を効果的に組み合わせた身延パックなど、観光商品の開発を促進します。

③事業あこしの支援

- 新しい観光プログラムなどの観光商品の開発と観光客受け入れ組織の整備、都市部等との交流企画など、新たな観光交流関連の事業あこしに対する町独自の支援制度を創出します。（★）

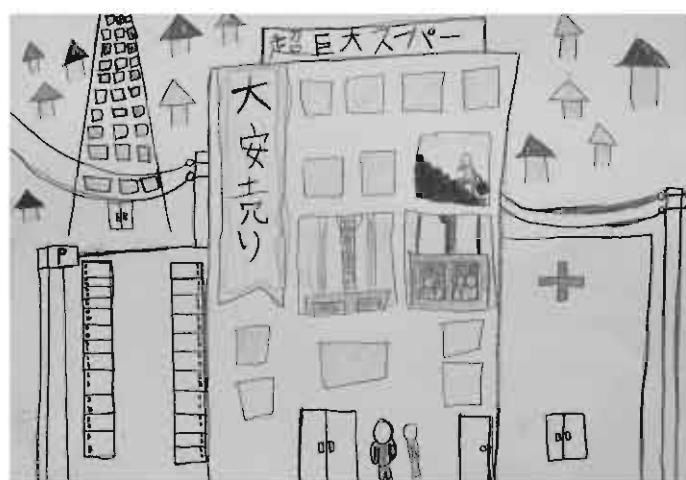
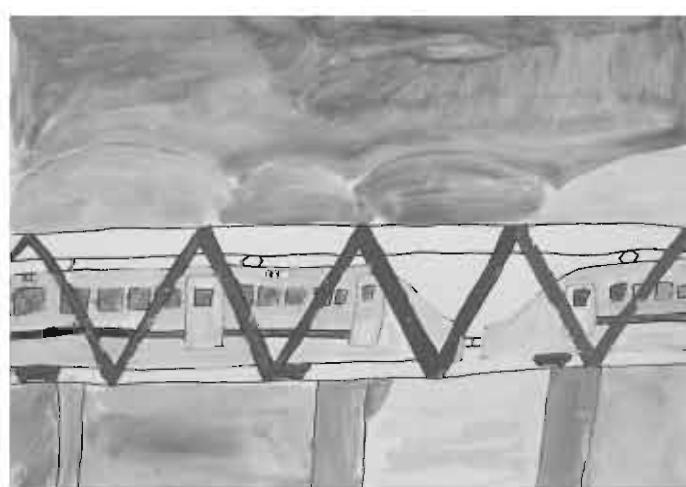
(5) 水辺・水産資源の活用

①水産資源の確保

- 河川・湖や水辺の環境保全を図りつつ、水産資源の確保に努めます。

②内水面漁業組織の育成

- ヤマメの里生産組合、富士川漁業協同組合、本栖湖漁業協同組合等の内水面漁業組織を育成します。
- ③遊魚の振興
- 観光・交流と連携した釣り等の遊魚の振興を図ります。
- ④本栖湖の活用
- 湖水や湖面など本栖湖の優れた環境をいかした多様なレジャー機能の整備を促進します。



「私のまち 身延町の未来」応募作品（小学5・6年生）

第3節 産業間連携と就労環境

1. 新たな事業おこし

【現状と課題】

定住促進のためには、就労・雇用の場の創出が不可欠となります。交通環境の変革など町の優位な条件をいかした企業等の誘致も重要ですが、企業の合理化が進む中で雇用にも制約があるとともに、我が国の経済状況からも地域外の他力に依存する対策は厳しい状況があります。

そのためには、観光立町によるまちづくりを推進し、観光の充実を図り、それに伴う起業と就労・雇用の方向付けを行う必要があります。また、各産業間、異業種が横断的に連携しながら、町が保有する資源に改めて目を向けて、新たな付加価値を生み出す事業分野の開発による産業づくりが重要な課題になります。

本町では既に、身延竹炭企業組合、企業組合みのぶゆばの里とよあか、NPO法人人工コクラブみのぶ、農事組合法人下部特産物食品加工組合、大島農林産物加工所管理会などの特産品生産施設と直売所を運営する先導的な事業体が活動しています。このような住民自ら取り組む事業（コミュニティ・ビジネス）おこしを更に活発化し、就労・雇用の場をつくり出していくことが必要です。

コミュニティ・ビジネスとは、住民自らが主体性を持ち、地域の課題に対して、地域資源（労働力、原材料、技術力等）を活用した小規模ビジネスで、有償で行う事業です。こうした事業は、従来の雇用形態にはなじみにくい高齢者、主婦、また団塊世代等の退職後の就労・雇用の受け皿ともなることが期待できます。

コミュニティ・ビジネスの事業範囲は、暮らしの環境改善、雇用の場の創出、経済的な事業おこしに対応するものであり、地域協働（住民が力を合わせる協働、地域社会を構成する多様な主体の連携と協働）による推進を図る必要があります。

【基本方針】

産業間連携による新規事業の開発やコミュニティ・ビジネスの起業など、新たな産業創造と就労・雇用の場の創出につながる事業おこしへの積極的な支援を進めます。

【施策体系】

| | | | |
|-------------|---------|----------------------|-----------|
| 1. 新たな事業あこし | 【3-3-1】 | (1) 産業間連携の促進 | 【3-3-1-1】 |
| | | (2) コミュニティ・ビジネスの起業促進 | 【3-3-1-2】 |

【施策】

(1) 産業間連携の促進

① 事業あこし活動の推進

- 産業間の連携、異業種交流を強化するとともに、JA、森林組合、商工会など産業団体間の情報交換を支援し、産業振興や事業あこしに向けての研究開発活動を促進します。 (★)

② 産業複合型の事業化促進

- 観光体験プログラムやモノづくり事業など産業複合型の新規事業の開発や起業への支援を進めます。 (★)

③ 特産品販売施設の連携

- 各特産品販売施設相互の連携とインフォメーション機能の充実を図ります。

(2) コミュニティ・ビジネスの起業促進

① コミュニティ・ビジネスの研究支援

- 新たな産業創出と育成、地域内の就労・雇用に貢献するコミュニティ・ビジネスの起業を促進するため、各種団体、自治会等集落組織、産業団体等におけるコミュニティ・ビジネスについての学習会、話し合い、ワークショップ開催などを通じて、事業あこしの可能性を研究する活動を進めます。 (★)

② 起業支援の強化

- 起業講座の開講、既存の事業に体験研修的に参画できるプログラムの実施、事業あこし補助金など、事業あこしを推進する環境を整備します。 (★)

③ 多様な事業組織の育成

- 事業内容に応じて任意団体、自治会、NPO法人、組合、会社等の事業体など、事業を担う多様な組織形態を育成します。 (★)

2. 就労環境の充実

【現状と課題】

本町の就業者総数は 7,275 人（国勢調査・常住地による平成 17 年）で、減少を続けており、15 歳以上人口に占める就業率も、人口の高齢化を背景に低下を続けています。

農業を主とする第一次産業就業者数（249 人、3.4%）は急激に減少を続けており、特に就業者の高齢化も進んでいます。第二次産業（2,560 人、35.2%）や第三次産業（4,453 人、61.2%）の就業者数は、ともに減少していますが、第二次産業の構成比率はやや減少、第三次産業の構成比率は拡大を続けています。

本町は古くから農林業を基幹とし、多くの参詣者が訪れる身延山と下部温泉郷等の観光地があることから商業・サービス業が発展し、さらに近年は造成した工業団地への企業誘致により、雇用の場を拡大してきました。また、町外周辺地域への通勤就労は、広域的な雇用動向にも影響されますが、甲府市と近郊地域への通勤が増えています。

本町の定住促進にとって、就労環境の充実は大きな課題であり、これまで地域産業の振興対策に努めるとともに、関係機関と連携した雇用情報の提供や勤労者福祉など雇用労働対策を進めてきました。今後も、より働きやすい職場環境、福利厚生の改善などを促進していくとともに、町内での身近な就労・雇用の場の創出に取り組むことが必要です。また、交通網の整備など周辺地域への通勤就労の環境改善も重要な取り組みとなります。

さらに、高齢者層、特に団塊世代等の退職後の就労・雇用の場をつくり出すとともに、女性の就業志向、働く女性の拡大に対応する職場や就労環境、子育て環境の改善が重要です。また、U・J・I ターンを促進するとともに、経験をいかしめる就業や起業及び定住を支援し、地域産業の担い手を育成することが重要です。

【基本方針】

関係機関と連携しながら勤労者が働きやすい職場づくりを促進するとともに、町内企業の安定化、企業等の誘致、通勤環境の整備、また高齢者や女性の就業機会の拡大など、定住促進と連携する就労・雇用の場の充実に努めます。

【施策体系】

| | | | |
|------------|---------|--------------|-----------|
| 2. 就労環境の充実 | 【3-3-2】 | (1) 勤労者福祉の充実 | 【3-3-2-1】 |
| | | (2) 雇用・就労の安定 | 【3-3-2-2】 |

【施策】

(1) 勤労者福祉の充実

①勤労者の福利厚生

- 勤労者が健康で、安心して就労することができるよう、保健・福祉対策の充実や福利厚生施設の利用を促進します。

②働きやすい職場づくり

- 商工会等との連携を図りながら、雇用労働条件の向上や安全な職場環境づくりを促進します。

③子育て支援の職場づくり

- 仕事と子育てが両立できる環境改善を働きかけていきます。

(2) 雇用・就労の安定

①雇用情報の提供と技能習得の促進

- 関係機関と連携し、広域的な求人・雇用情報の提供に努めます。また、職業訓練校等での技能習得の促進や生涯学習での職業人実践講座の開講を進めます。

②町内雇用の促進

- 地域での雇用・就労環境の向上を図るため、企業の経営安定化の支援を進めるとともに、中部横断自動車道の波及効果を見据えた工業・流通業等の企業誘致を推進し、町内雇用の場の充実に努めます。

③通勤環境の整備

- 交通網の整備など周辺地域への通勤就労を利便化する環境改善に努めます。

④就業機会の拡充

- 高齢者や女性、U・J・I ターン者などの経験や技術をいかしうる雇用・就労の場の拡大を促進するとともに、コミュニティ・ビジネス等の起業を支援します。 (★)